

7 イベントガイドライン

共通ガイドライン	31
■ 紙・紙製品	31
■ 木材・木材製品	35
■ プラスチック・プラスチック製品	38
■ 繊維・繊維製品	42
■ 包装材	44
■ 輸送・配送	46
■ 冷媒・断熱材	49
■ エネルギー	52
品目別ガイドライン	55
■ 会場	55
■ 宿泊施設	57
■ 印刷物・印刷サービス	60
■ エネルギー使用機器	64
■ 備品・什器・機器類	68
■ ケータリング・レストラン	70
■ 廃棄物	76
イベントにおける考慮事項	78
■ サプライチェーンマネジメント	78
■ カーボン・オフセット	80

紙・紙製品

1 対象範囲

- 情報用紙、印刷用紙、衛生用紙及び紙を主原料とする製品（容器・包装に使用する紙を除く）

2 基本原則

- 紙の使用量の削減に努め、使用する紙は可能な限り古紙パルプ配合率の高い紙を使用すること。バージンパルプを使用する場合は、原料となる原木の合法性が確認されたものであること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 原料・材料

【要求事項】

- バージンパルプが使用される場合は、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）の対象物品であって、同法に基づく木材関連事業者の場合は、同法に則した合法性が確認されていること。
- コピー用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であり、バージンパルプが使用される場合は、その原料は、森林認証材、間伐材、竹、持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプであること。
- 印刷用紙は、古紙パルプ配合率 60%以上であり、バージンパルプが使用される場合は、その原料は、森林認証材、間伐材、竹、持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプであること。また、塗工量は両面 20g/m²以下であること。
- 特殊印刷用紙、コピー用紙以外の情報用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であること。
- 衛生用紙など、一度使用した後廃棄されるものについては、古紙パルプ配合率 100%であること。
- 封筒用原紙は、古紙パルプ配合率が 40%以上であること。
- 文具等に使用される紙は、古紙パルプ配合率 50%以上であること。

【推奨事項】

- コピー用紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であり、バージンパルプが含まれる場合は、その原料は森林認証材、間伐材又は竹であること。
- 印刷用紙は、古紙パルプ配合率 60%以上であり、バージンパルプが含まれる場合は、その原料は森林認証材、間伐材又は竹であること。また、塗工量は両面 12g/m²以下であること。
- 文具等に使用される紙は、古紙パルプ配合率 70%以上であること。バージンパルプが含まれる場合は、森林認証材、間伐材又は竹を原料とするパルプが使用されていること。
- コピー用紙、印刷用紙以外について、森林認証材以外のバージンパルプが含まれる場合は、持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプであること。
- バージンパルプが含まれる場合は、その原料はクリーンウッド法に基づく「合法伐採木材等の確認等（いわゆる「デューデリジェンス）」」が実施されていること。

※紙の原料として間伐材等を使用する場合は、クレジット方式を採用できることとする。

■ リサイクル性

【要求事項】

- リサイクルに阻害のある加工をしていないこと。

【推奨事項】

- 印刷用紙は、古紙リサイクル適性ランクリストの A ランクの用紙であること。

■ 情報開示

【要求事項】

- バージンパルプが原料に含まれる場合は、原木の産地が公開されていること。なお、クリーンウッド法の対象物品であって、同法に基づく木材関連事業者の場合は、同法に定められた合法伐採木材等の確認等が実施されていること。

【推奨事項】

- 製品の包装材等に古紙パルプ配合率、バージンパルプの原料に係る情報について記載されていること。ただし、製品にその情報が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。
- バージンパルプが含まれる場合は、当該パルプの原料となる原木の合法性・持続可能性について、リスク評価及びリスク軽減方策に係る情報が開示されていること。なお、パルプの原料となる原木の合法性については、クリーンウッド法に基づく合法伐採木材等の確認等の実施及び当該情報の開示を含む。

■ その他

【要求事項】

- 製品の包装は、共通ガイドライン「[包装材](#)」の要求事項を満たすこと。
- 損紙の過剰な使用がないこと。

【推奨事項】

- 製品の包装は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の推奨事項を満たすこと。
- 製品を製造する工場が消費エネルギー量、地球温暖化ガス排出量、廃棄物量などの低減に配慮していること。

4 定義

○ 森林認証材

独立した第三者機関が一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを審査・認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品をいう。

○ 間伐材

森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、その一部を伐採し、残存木の成長を促す作業により伐採された木材をいう(林野庁「間伐材チップの確認のためのガイドライン」(平成 21 年 2 月)より)。

○ 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ

次の①②のいずれかをいう。

- ① 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
- ② 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫被害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

○ クレジット方式

個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

○ 古紙リサイクル適性ランクリスト

印刷物資材が使用後に市中回収古紙及び産業古紙に混入することを想定し、古紙としての適性を A ランク、B ランク、C ランク、D ランクの 4 区分にランク付けしたもの（古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用）。なお、古紙リサイクル適性に関するランクリスト本リストは古紙リサイクルを促進するためのものであり、機能・用途・長期保存等必要不可欠な資材の使用や加工を妨げるものではない。

○ 合法伐採木材等の確認等

クリーンウッド法第 6 条第 1 項に基づく合法性の確認。

5 参考となる環境ラベル等

● エコマーク



認定基準：情報用紙 (No.106)、印刷用紙 (No.107)、衛生用紙 (No.108)、紙製の印刷物 (Version2.7) (No.120)、紙製の包装用材 (No.114)

● 森林認証マーク (FSC、PEFC、SGEC)

● 間伐材マーク

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISO の規格 (ISO14024) にのっとった我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。	公益財団法人日本環境協会
FSC 森林認証制度		1993 年に設立された独立した非営利の世界的森林認証システム。環境保全及び社会的責任の観点から見て「適切に管理された森林」の普及を目的に、長期的な森林管理が実行されている森林の認証を推進。持続可能な森林管理のために策定された国際基準にのっとって林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC 認証」がある。	森林管理協議会
PEFC 森林認証プログラム		1999 年に創設された独立した NGO 組織 (PEFC 評議会) が運営する世界的な森林認証プログラム。PEFC が承認するすべての森林認証制度が、共通して高レベルの規格を採用していることを保障し、森林経営・管理者、紙や木材などの林産品関連企業、外部認証機関などが PEFC の認証を受けたすべての企業に対して同様のことを保証するシステムを提供する。FSC と同様「森林管理認証」と「CoC 認証」がある。	PEFC 評議会
SGEC 認証制度		我国の林業団体、環境 NGO 等により 2003 年に発足した森林認証制度。人工林のウェイトが高いことや零細な森林所有者が多いこと等、我が国の実情に応じた制度を創設。2016 年 6 月 3 日 PEFC との相互承認を成立。持続可能な森林経営を行っている森林を認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC 認証」の 2 つを定めている。	一般社団法人緑の循環認証会議

共通ガイドライン

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
間伐材マーク		間伐材を用いた製品に表示することができるマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもので、マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類ある。	全国森林組合連合会
総合評価値		国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づく紙類の総合評価値。80以上のコピー用紙、印刷用紙は、要求事項を満たす。	各製紙メーカーが表示

木材・木材製品

1 対象範囲

- 木材及び製品の全部又は一部に木材を使用した製品

2 基本原則

- 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等を優先的に使用すること。
- 間伐材及び間伐材を除く上記以外の材にあつては、原木の合法性が確認された材を使用すること。
- 木材加工品等については、設計段階から、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を考慮したものであること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 設計

【要求事項】

- 材料別に分解可能であるなど、使用後のリユース、リサイクルに配慮されていること。

【推奨事項】

- 木質製品は、リデュースを考慮した設計がなされており、軽量化が図られていること。

■ 原料・材料

【要求事項】

次のいずれかを満たすこと。

- 原料となる原木は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等であること。
- 原料となる原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。なお、クリーンウッド法の対象物品であつて、同法に基づく木材関連事業者の場合は、同法に則した合法性の確認が必要。

【推奨事項】

- 原料となる原木は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等であることの証明がなされた材であること。
- 持続可能性が確認された木材であること。森林認証材は、持続可能性が確認されたものとみなす。
- 近隣の地域において伐採された木材であること。原料となる原木はクリーンウッド法に基づく合法伐採木材等の確認等が実施されていること。

■ 情報開示

【推奨事項】

- 原木の合法性・持続可能性について、リスク評価及びリスク軽減方策に係る情報が開示されていること。なお、原木の合法性については、クリーンウッド法に基づく合法伐採木材等の確認等の実施及び当該情報の開示を含む。

■ 有害物質

【要求事項】

- 居室に使用する木材は、ホルムアルデヒド放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L であること。（JAS 規格 F☆☆☆☆）
- 木材製品の材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m² h 以下又はこれと同等のものであること。（JIS 規格 F☆☆☆☆）

【推奨事項】

- 建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材及び木質材料を原料とする場合は、防腐・防蟻・防虫処理が施された材が排除されていること。

■ その他

【要求事項】

- 製品の梱包又は包装は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の要求事項を満たすこと。

【推奨事項】


- 製品の梱包又は包装は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の推奨事項を満たすこと。

4 定義

- 森林認証材
独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み（林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」より）。
- 間伐材
森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、その一部を伐採し、残存木の成長を促す作業により伐採された木材（林野庁「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（平成 21 年 2 月）より）
- 合法伐採木材等の確認等
クリーンウッド法第 6 条第 1 項に基づく合法性の確認。

5 参考となる環境ラベル等

- エコマーク
認定基準（木材などを使用したボード（No.111）、間伐材、再・未利用木材などを使用した製品（No.115）、土木製品（No.131））
- 森林認証マーク（FSC、PEFC、SGEC）
- 間伐材マーク

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISO の規格（ISO14024）にのっとり我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。	公益財団法人日本環境協会

環境ラベル 名称	マーク	概要	認定機関等
FSC 森林認証 制度		1993年に設立された独立した非営利の世界的森林認証システム。環境保全及び社会的責任の観点から見て「適切に管理された森林」の普及を目的に、長期的な森林管理が実行されている森林の認証を推進。 持続可能な森林管理のために策定された国際基準にのっとり林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC認証」がある。	森林管理協議会
PEFC 森林認証 プログラム		1999年に創設された独立したNGO組織(PEFC評議会)が運営する世界的な森林認証プログラム。PEFCが承認するすべての森林認証制度が、共通して高レベルの規格を採用していることを保障し、森林経営・管理者、紙や木材などの林産品関連企業、外部認証機関などがPEFCの認証を受けたすべての企業に対して同様のことを保証するシステムを提供する。FSCと同様「森林管理認証」と「CoC認証」がある。	PEFC 評議会
SGEC 認証制 度		我国の林業団体、環境NGO等により2003年に発足した森林認証制度。人工林のウェイトが高いことや零細な森林所有者が多いこと等、我が国の実情に応じた制度を創設。2016年6月3日PEFCとの相互承認を成立。持続可能な森林経営を行っている森林を認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC認証」の2つを定めている。	一般社団法人緑の循環認証会議
間伐材マーク		間伐材を用いた製品に表示することができるマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもので、マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類ある。	全国森林組合 連合会

プラスチック・プラスチック製品

1 対象範囲

- プラスチック及びプラスチックを 25g 以上含む製品（容器・包装に使用されるものを除く）

2 基本原則

- リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を基本とし、可能な限り廃棄物を発生しないものを選択すること。また、プラスチックの使用に当たっては、用途・目的に応じ、他の素材やより環境負荷の低い種類のプラスチックへの代替等について考慮すること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 設計

【要求事項】

- 製品は、再使用又は再生利用のための環境配慮設計がなされていること。

【推奨事項】

- 複数の異なる材料（紙、木、金属、ガラスなど）とプラスチックを組み合わせる製品は、製品の単一素材分解可能率が 85% 以上であること。

■ 原料・材料

【要求事項】

- 文具類に使用されるプラスチックの重量に占める再生プラスチック材料の重量割合については、所定の算定式に基づく再生プラスチック評価値が 40 以上であること。
- 備品、什器、機器類等に使用される再生プラスチックは、プラスチック重量の 10% 以上であること。
- 植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量比で 25% 以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が 10% 以上であること。

【推奨事項】

- 文具類に使用されるプラスチックの重量に占める再生プラスチック材料の重量割合について、所定の計算式に基づく再生プラスチック評価値が 70 以上であること。
- 備品、什器、機器類等に使用される再生プラスチックは、プラスチック重量の 15% 以上であること、又はポストコンシューマが 10% 以上であること。
- 木材・プラスチック再生複合材（プラスチック木材）は、再生プラスチック及び再・未利用木材、廃植物繊維の合計質量が、プラスチック及び木質材料の合計質量の 50% 以上であること。
- ワンウェイの製品については、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックが 100% 使用されていること。

■ 情報開示

【要求事項】

- 植物を原料とするプラスチックは、環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。また、リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。

【推奨事項】

- 製品本体には、リサイクルしやすいようにポリマーの種類表示がなされていること。表示方法は、JIS K 6899-1 又は ISO1043-1 の記号を用い、表示方式については、JIS K 6999 又は ISO11469 に従うこと。
- 植物を原料とするプラスチックについては、環境負荷低減効果及び農地、原料樹脂、原料製造工場に係るトレーサビリティについて公表されていること。
- プラスチック木材においては、JIS A5741 に従った表示がなされていること。
- 製品又は製品に添付する取扱説明書、ラベル、カタログなどに、使用済み製品における異種材料部品ごとの分離・分別方法などが記載され、使用者への適正な処理を促す表示がなされていること。

■ 有害物質

【要求事項】

- 製品の製造において、代替フロンを含むオゾン層破壊物質の使用がないこと。
- 製品の処方構成成分として、カドミウム、鉛、六価クロム、水銀及びそれらの化合物を添加しないこと。

【推奨事項】

- 難燃剤として PBB、PBDE 及び短鎖塩素化パラフィンを処方構成成分として添加しないこと。
- 製品に使用する可塑剤、色剤、安定剤、滑材などのプラスチック添加物は、業界自主基準などによって定められたポジティブリストに従うこと。該当する業界自主基準が定められていない場合は、類似した商品の業界自主基準に従うこと。
- 抗菌材を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合は、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。
- 製造に当たって、化学物質の使用が適正に管理されていること。具体的には、製品の製造に伴って使用・排出される化学物質のうち、化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）における第 1 種指定化学物質については、排出・移動先及びその量を報告すること。

■ その他

【要求事項】

- 製品の包装は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の要求事項を満たすこと。
- 最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規及び公害防止協定などを遵守していること。

【推奨事項】

- 製品の包装は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の推奨事項を満たすこと。
- 製品を製造する工場が使用原料の最小化、消費エネルギー量、地球温暖化ガス排出量、廃棄物量などの低減に配慮していること。

4 定義

- 単一素材分解可能率
「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。
単一素材分解可能率 (%) = 単一素材まで分解可能な部品数 / 製品部品数 × 100
盗難、地震や操作上起こりうる転倒を防止するための部品、部品落下防止のための部品、部品の固定又は連結等に使用する付属のネジは、算定対象となる部品から除外する。
- 再生プラスチック評価値
再生プラスチック評価値の計算式
要求事項： $(W_{pre} + 2 \times W_{post}) / W \times 100 \geq 40$
推奨事項： $(W_{pre} + 2 \times W_{post}) / W \times 100 \geq 70$
W_{pre}：プレコンシューマ材料の重量
W_{post}：ポストコンシューマ材料の重量
W：プラスチック重量

(例) 基準を満たす材料の割合

プレコンシューマ材料 30%+ポストコンシューマ材料 5%


プレコンシューマ材料 20%+ポストコンシューマ材料 10%

プレコンシューマ材料 10%+ポストコンシューマ材料 15%

- 再生プラスチック
高分子物質を主成分とする再生材料。マテリアルリサイクルの過程で、ポリマーと分別することのできない可塑剤などの添加材が混合している再生材料も再生プラスチック材料とする。
- プレコンシューマ
製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する端材などの材料又は不良品であり、収集及び分別などの再生工程を経た材料。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
- ポストコンシューマ
製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品。
- 再・未利用木材
間伐材、廃木材、建設発生木材及び低位利用木材。
- 廃植物繊維
使用済の木材（使用済梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材及び木質材料。
- 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの
製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 参考となる環境ラベル等

- エコマーク
 - ・ 認定基準：プラスチック製品（No.118）
 - ・ 認定基準：建築製品（外装・外構工事関係用資材分類 D-2 木材・プラスチック再生複合材（No.137））

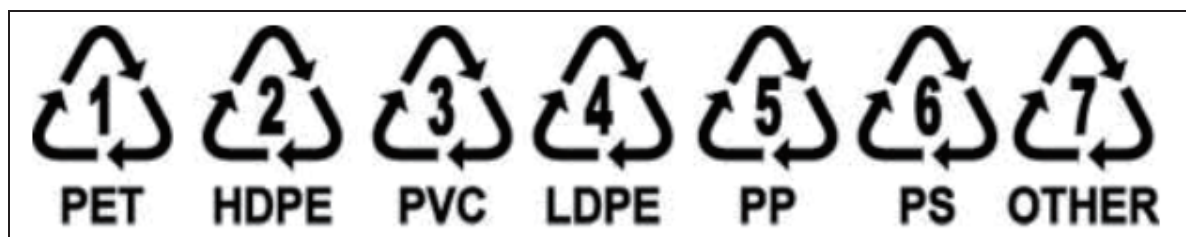
環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISO の規格（ISO14024）にのっとった我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。	公益財団法人日本環境協会

■ プラスチックの識別表示







- プラスチックの材質表示（JIS K 6899-1 及び ISO 1043-1 に基づく表示）

NO.	1	2	3	4	5	6	7
表示	PET	HDPE	PVC	LDPE	PP	PS	OTHER
材質	ポリエチレンテレフタレート	高密度ポリエチレン	ポリ塩化ビニル	低密度ポリエチレン	ポリプロピレン	ポリスチレン	その他）アクリル樹脂、フッ素樹脂ほか）

- プラスチックのリサイクル 識別マーク



● プラスチック製容器包装識別マーク

例	表示	表示の意味	備考
A		清涼飲料・しょうゆ・酒類の PET 材質のボトルである旨の表示	資源有効利用促進法及び容器包装リサイクル法に基づく表示。清涼飲料・しょうゆ・酒類の PET 材質のボトルに表示を義務付け。
B		このプラスチック製容器包装の材質はプラスチックである旨の表示	資源有効利用促進法及び容器包装リサイクル法に基づく表示。PET を除くプラスチック容器包装は、このマークを表示。
C		【単一材料の表示例】 このプラスチック製容器包装の材質は PE (ポリエチレン) である旨の表示	C~E は、法的な材質表示の義務はない。
D		【複合材質の表示例】 このプラスチック製容器包装は、主たる材質が PP (ポリプロピレン) で PET (ポリエチレンテレフタレート) との複合材質である旨の表示。主たる材質に下線を付する	複合材質の容器包装とは、複数の材質のプラスチックを積層させた複合材質で、かつ、分離不可能な容器包装を指す
E		【複合材質の表示例 2】 このプラスチック製容器包装は、主たる材質が PP (ポリプロピレン) で M (アルミ箔) と PET (ポリエチレンテレフタレート) との複合素材である旨の表示。主たる材質に下線を付する	複合素材の容器包装の定義は上記を参照。複合素材の容器包装では、金属を (M) 紙を (P) で表示する。
F		【一括表示の例】 このプラスチック製容器包装の材質は、キャップが PE (ポリエチレン) でボトルが PET (ポリエチレンテレフタレート) である旨の表示	原則として個々の容器包装ごとに表示するが、中身を取り出した多重の容器包装を同時に破棄する場合には、一カ所にまとめて一括表示する。

繊維・繊維製品

1 対象範囲

- 繊維を主たる原料とする製品（衣服、カーペット、カーテン、布製ブラインド、クロス、テント、布製シート、ネット、旗、のぼり、幕、寝具、マット、帽子、靴、手袋等）

2 基本原則

- リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を基本とし、可能な限り廃棄物の削減に資するものであること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 設計

【要求事項】

- 付属品の取り外しが容易であるなど、使用後のリサイクルに配慮されたデザインであること。

【推奨事項】

- 縫製時の素材のリデュースに配慮されたデザインであること。
- ロゴの取外しができる等、リユース可能なデザインであること。
- 着用時、洗濯時の省エネルギーにつながる素材・デザインであること。

■ 原料・材料

【要求事項】

次のいずれかを満たすこと。

- ポリエステル繊維は、ポリマーリサイクル繊維又はケミカルリサイクル繊維が25%以上使用されていること。
- 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
- 故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上使用されていること。
- 天然繊維は、無漂白（酸素系漂白を含む。）であること。

【推奨事項】

- ポリエステル繊維は、ポリマーリサイクル繊維又はケミカルリサイクル繊維が50%以上であること。
- 故繊維から得られるポリエステル繊維が25%以上使用されていること。
- フェルトは未利用繊維又は反毛繊維100%であること。

■ 情報開示

【要求事項】

- 植物を原料とする合成繊維は、環境負荷低減に関する情報を開示していること。

【推奨事項】

- 植物を原料とするプラスチックについては、環境負荷低減効果及び農地、原料樹脂、原料製造工場に係るトレーサビリティについて公表されていること。

■ 有害物質

【要求事項】

- エコテックス（OEKO-TEX）の該当するクラスの基準を満たしていること。

【推奨事項】

- エコテックス（OEKO-TEX）のクラス1の基準を満たしていること。

■ その他

【要求事項】

- 製品の包装は、共通ガイドライン「包装材」の要求事項を満たすこと。

【推奨事項】

- 製品の包装は、共通ガイドライン「包装材」の推奨事項を満たすこと。
- 製品は使用後に引き取り、リサイクルされること。製品のうち、リサイクルできない部分は、エネルギー回収すること。引き取りを要請する際の連絡先を製品本体に表示すること。

4 定義

- 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの
製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

5 参考となる環境ラベル等

- エコマーク
 - ・ 認定基準：衣服（No.103）、家庭用繊維製品（No.104）、工業用繊維製品（No.105）、靴、履物（No.143）
 - ・ 認定基準：布製かばん（No.101）

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISO の規格（ISO14024）にのっとり我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。	公益財団法人日本環境協会
エコ・ユニフォームマーク		再生ポリエステル繊維素材使用の「制服・作業服」につけられるマーク。 エコ・ユニフォームマーク貼付品は再生 PET 樹脂グリーン購入法に適合している。	日本被服工業組合連合会
エコテックス		繊維製品及びその関連製品に身体に有害な物質が含まれていないことを証明する国際安全規格。クラス1から4に分類されている。クラス1:生後36か月までの乳幼児用、クラス2:肌に直接触れるもの、クラス3:肌に直接触れないもの、クラス4:装飾用の目的で使用されるもの。	エコテックス国際共同体

包装材

1 対象範囲

- 製品等の保護、輸送、販売時等すべての段階において使用される包装材、梱包材。容器包装リサイクル法の対象及びその他の包装、梱包に使用するもの。

2 基本原則

- 設計段階から不使用、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を考慮し、廃棄時の環境負荷を可能な限り削減すること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 設計

【要求事項】

- 薄肉化、軽量化等によるリデュースに配慮されていること。
- 使用後のリユース、リサイクルに配慮されていること。
- 廃棄時の環境負荷低減に配慮されていること。

【推奨事項】

- 単一素材であること。
- ラミネート、ワックスを使用していないこと。
- 塗工されていないこと。
- ISO14062 によるエコデザイン原則に準拠した設計であること。

■ 原料・材料

【要求事項】

次のいずれかを満たすこと。

- 古紙パルプ配合率 100%又は市中回収古紙の配合率が 80%以上であること。バージンパルプが使用される場合は、間伐材又は森林認証材が使用されていること。
- ワンウェイの包装材は、再生プラスチックが 40%以上使用されていること。
- 植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が 10%以上使用されていること。

【推奨事項】

- リサイクルの阻害要因となる材料が使用されていないこと（JIS Z 0130-4 附属書 JB を参考）。
- コンポスト可能であること。
- 植物を原料とするプラスチックであって、環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が 25%以上であること、かつバイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。

■ 情報開示

【要求事項】

- 使用後のリサイクルに関する識別表示がなされていること。プラスチックの識別表示方法については、共通ガイドライン「プラスチック・プラスチック製品」を参照。

【推奨事項】

- 再生材含有率が表示されていること、又は含有情報が開示されていること。

- 植物を原料とするプラスチックについては、環境負荷低減効果及び農地、原料樹脂、原料製造工場に係るトレーサビリティについて公表されていること。
- プラスチック原料は、ISO11469 (JIS K 6999) に基づく表示がなされていること。

■ 販売時

【要求事項】

- 商品の販売に当たって、購入者に対し、買物袋等の使用に関する意思の確認を行うこと。
- 商品の販売に当たって、ワンウェイの紙袋の提供を行う場合は必要最低限であること。
- 商品の販売に当たって、プラスチック製袋の提供等を行う場合は必要最低限であること、かつ、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものであること。

【推奨事項】

- 商品の販売に当たって、ワンウェイの紙袋、プラスチック製袋は提供しないこと。
- 余剰な包装材、不適合品がある場合は、購入者の要請に応じて引き取りが行われること。

4 定義

- ISO14062
環境側面を製品開発に組み込むための指針。全体を通してLCAの配慮、サプライチェーンでの環境負荷低減、環境適合製品はラベルを使用して認識するという考え方を示している。
- ISO11469
ISO 1043 シリーズで規定された記号及び略語を用いて、プラスチック製品の識別及びその統一的表示方式を規定するもの。プラスチック製品へ表示の基本は、ISO 1043 で規定された記号及び略語を、区切りマーク「>」と「<」とではさむことにある。「単一構成素材からなる製品」、「ポリマーブレンド又はアロイ及び特殊な添加物を含む組成物」について表示例を示して規定している。

5 参考となる環境ラベル等

- 共通ガイドライン「紙・紙製品」、共通ガイドライン「木材・木材製品」、共通ガイドライン「プラスチック・プラスチック製品」を参照。

輸送・配送

1 対象範囲

- 物品、資材の輸送。運営者自らが行う場合、委託先、再委託先事業者等が行う場合の全てを対象とする。

2 基本原則

- 環境負荷の低減を考慮した輸送計画に基づき、輸送手段、車両の変更、燃料の代替等により輸送における省エネルギー、低炭素化が図られること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 輸送計画

【要求事項】

- 輸送ルートや輸送手段の適正化により、全体の輸送距離を短縮すること。
- 車両台数を削減するため、積載率の向上を図ること。
- 効率的な輸配送経路を事前に選択すること。また、運転者に周知すること。
- 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択すること。
- 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択を行うこと。
- 輸送先、輸送量に応じた拠点経由配送、直送の選択が行われること。

【推奨事項】

- 計画的な発注を行い、取引単位（ロット）の大規模化、配送頻度や納品回数の削減を行うこと。
- 主業務に幹線輸送を伴う場合は、輸送機関の転換（モーダルシフト）が講じられること。
- 近距離の資材運搬の場合は、台車等を利用すること。

■ 車両

【要求事項】

- 乗用車（ガソリン及びディーゼル）を使用する場合は、平成 32（2020）年度燃費基準達成、平成 30 年排出ガス 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減自動車による輸送・配送を行うこと。
- ガソリン小型バスを使用する場合は、平成 27 年度燃費基準達成、平成 30 年排出ガス 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減自動車による輸送・配送を行うこと。
- ディーゼル小型バスを使用する場合は、平成 27 年度燃費基準達成自動車による輸送・配送を行うこと。
- ガソリン小型貨物自動車を使用する場合は、平成 27 年度燃費基準達成、平成 30 年排出ガス 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 50%低減自動車による輸送・配送を行うこと。
- ディーゼル小型貨物自動車を使用する場合は、平成 27 年度燃費基準達成自動車による輸送・配送を行うこと。
- 重量車を使用する場合は、平成 27 年度燃費基準達成自動車による輸送・配送を行うこと。

【推奨事項】

- 次世代自動車（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車）による輸送・配送を行うこと。
- 用途や供給等の制約から、次世代自動車が使用できない場合は、平成 32（2020）年度の燃費基準を超過達成した自動車による輸送・配送を行うこと。

- 重量車を除く貨物自動車を使用する場合は、平成 34（2022）年度の燃費基準達成自動車による輸送・配送を行うこと。
- カーエアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は、150 以下であること。
- エコドライブ支援機能を搭載していること。
- 内装材には植物を原料とするプラスチック又は合成繊維であって、環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
- 冷蔵冷凍食品等を運搬する貨物自動車は、断熱性能の高い車両であること。
- 低燃費タイヤを装着している車両であること。

■ 燃料

【要求事項】

- 事前に、ガソリン・軽油等の燃料使用量の推計を行うこと。
- 使用量削減目標値を設定し、イベント終了後に実績値を元に温室効果ガス排出量を算定すること。

【推奨事項】

- バイオ燃料が使用可能な車種及び地域においては、ライフサイクルにおける環境負荷低減効果を試算し、削減効果が認められる場合には、積極的にバイオ燃料を使用すること。

■ 運行

【要求事項】

- エコドライブを実施すること。
- カーナビゲーションシステム、ETC 等の高度道路交通システム（ITS）を導入すること。

【推奨事項】

- エコドライブ支援機能を活用すること。

■ その他

【要求事項】

- 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。
- 燃費効率の維持・向上のため、車両の点検・整備を実施すること。
- 輸配送事業者の事業所におけるエネルギーの使用に係る実態・取組効果が把握されていること。
- 包装材は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の要求事項を満たすこと。

【推奨事項】

- 輸配送事業者の運行業務効率の改善のためのシステムがあること。
- 輸配送事業者の事業所におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置が行われること。
- 包装材は、[共通ガイドライン「包装材」](#)の推奨事項を満たすこと。

4 定義

- エコドライブ
エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 24 年 10 月）に基づく運転をいう。
（参考）①ふんわりアクセル『e スタート』②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転③減速時は早めにアクセルを離そう④エアコンの使用は適切に⑤ムダなアイドリングはやめよう⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備⑧不要な荷物はおろそう⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう⑩自分の燃費を把握しよう
- エコドライブ支援機能

最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。

5 参考となる環境ラベル等

- グリーン経営認証
- 燃費基準達成車ステッカー
- 低排出ガス車認定
- 低燃費タイヤ

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
グリーン経営認証		公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（通称：エコモ財団）が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づき一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うもの。対象はトラック、バス、タクシー事業者。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
燃費基準達成車ステッカー		自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車については、以下のステッカーを自動車の見やすい位置に貼付。	国土交通省
低排出ガス車認定		自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車メーカーの申請に基づき国土交通省が認定している制度。	国土交通省
低燃費タイヤ		消費者が交換用としてタイヤ販売店等で購入する乗用車用夏用タイヤを対象としたラベリング制度。転がり抵抗係数のグレーディングシステム及びウェットグリップ性能により評価するもの。低燃費タイヤの性能要件は、転がり抵抗係数 9.0 以下（グレード AAA から A）、ウェットグリップ性能 110 以上（グレード a から d）。	一般社団法人日本自動車タイヤ協会

冷媒・断熱材

1 対象範囲

- 製品に使用する冷媒、断熱材

2 基本原則

- フロン排出抑制法の対象製品は、地球温暖化係数の目標値を達成すること。それ以外の製品についても、ノンフロン又は低 GWP の冷媒・断熱材を使用すること。
- フロン排出抑制法に定める第一種特定製品については、機器の取扱いに当たって破損、フロン類の漏えいのないこと。

3 要求事項及び推奨事項

【要求事項】

- 表 1 の区分 A の製品については、冷媒、断熱材の地球温暖化係数（GWP）が基準値以下であること。
- 家庭用の電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫、電気冷凍庫及び家庭用ヒートポンプ式電気給湯機については、冷媒、断熱材がノンフロンであること。

【推奨事項】

- 表 1 の区分 B の製品については、冷媒、断熱材の地球温暖化係数（GWP）が基準値以下であること。
- 表 1 に示される製品以外については、冷媒、断熱材の地球温暖化係数（GWP）が可能な限り低いこと。
- フロンラベルが表示されていること。
- フロンの見える化ステッカーが貼付されていること。

表 1 製品区分及び GWP の基準値

区分	製品の種類	従来の冷媒及び GWP	代替物質例	GWP の基準
A	家庭用エアコンディショナー（壁貫通等を除く）	HFC(R410A)(GWP=2090)	R32(GWP=675)	750
A	店舗・オフィス用エアコンディショナー（床置型等を除く）	HFC(R410A)(GWP=2090)	R32(GWP=675)	750
B	自動車用エアコンディショナー（乗用自動車に搭載されるものに限る）	HFC(R134a)(GWP=1430)	HFO-1234yf (GWP<1)	150
B	コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット（圧縮機の定格出力が 1.5kW 以下のもの等を除く）	HFC(R404A)(GWP=3920) HFC(R410A)(GWP=2090) HFC(R407C)(GWP=1774)	CO ₂ (GWP=1)	1500
B	中央方式冷凍冷蔵機器（5 万 m ³ 以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る）	HFC(R404A)(GWP=3920)	アンモニア (GWP < 10)	100
A	硬質ウレタンフォームを用いた断熱材（現場発泡用のうち住宅建材用に限る）	HFC-245fa(GWP=1030) HFC-365mfc(GWP=795)	CO ₂ (GWP=1) HC(GWP=3~4) HFO-1233zd(GWP<1)	100

共通ガイドライン

区分	製品の種類	従来の冷媒及び GWP	代替物質例	GWP の基準
A	専ら噴射剤のみを充填した噴霧器（不燃性を要する用途のものを除く）	HFC-134a(GWP=1430) HFC-152a(GWP=124)	CO ₂ (GWP=1) DME(GWP=1)	10
A	飲料自動販売機	HFC(R134a)(GWP=1430)	HFO-1234yf(GWP<1)	10

参考表 第一種特定製品の主な例（日本標準商品分類）



分類番号	商品名
(1) エアコンディショナー	
562119	自動車用エアコンディショナー（自動車リサイクル法の対象の製品を除く） ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であって、二輪車のもの（側車付きのものを含む） ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
56212	鉄道車両用エアコンディショナー
56213	航空機用エアコンディショナー
56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
5622	ユニット形エアコンディショナー
5623	除湿機
562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット（遠心式、容積圧縮式）
5629	その他の空気調和機
5651	空気調和装置（クリーンルーム等）
(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	
5612	コンデンシングユニット
5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
5632	ショーケース（内蔵型ショーケース、別置型ショーケース）
5633	飲料用冷水器及び氷菓子装置（冷水機、ビール・ソーダディスプレインサ、ソフトアイスクリームフリーザ等）
5634	製氷機
5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
56371	冷凍冷蔵リキッドチリングユニット（遠心式冷凍機・スクリュウ冷凍機等）
56372	ユニットクーラー（ブライン、直膨）
5639	その他冷凍冷蔵機器
5641	ヒートポンプ式給湯器
5652	冷凍冷蔵装置（倉庫用・凍結用・原乳用等）
5659	その他冷凍機応用装置
58111	飲料自動販売機
58112	食品自動販売機
84481	ワゴン（搬送車）

4 定義

- 地球温暖化係数
地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値。
- フロン排出抑制法
正式名称は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。ノンフロン・低GWP製品の技術開発・商業化の進展、HFCの世界的な規制への動きといったフロン類をとりまく状況の変化を踏まえ、これまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう、平成25年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」を改正し、平成27年4月1日に施行された法律。

5 参考となる環境ラベル等・

- フロンラベル
- フロンの見える化

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
フロンラベル		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の指定製品の判断基準に基づく法定表示を補完し、指定製品等の購入者が直感的に低GWP・ノンフロン製品を選択できるような分かりやすい表示として、多段階表示を利用したJISによるラベリング制度。	経済産業省
フロンの見える化		冷凍冷蔵機器・空調機器等フロン類を使用する機器に、温室効果ガスとしてのフロン類の二酸化炭素換算量を表示するもの。	経済産業省

エネルギー

1 対象範囲

- イベントの準備、開催、撤収期間に使う電気、ガス、灯油・ガソリン・軽油等のエネルギー

2 基本原則

- 事前にイベントで使用するエネルギーの種類について把握し、可能な限り温室効果ガス排出量が少ないものを選択する。併せて、エネルギー使用量削減に向けた取組を行う。

3 要求事項及び推奨事項

■ 電気

【要求事項】

- 事前に、実施予定場所において使用する電力量の推計を行い、電気を供給している電力会社の二酸化炭素排出係数、再生可能エネルギーの活用状況、電源構成等について確認すること。
- 使用する電力が選択可能な場合は、電源構成の開示を行っている電力会社から供給される電力を使用すること。
- 使用量削減目標値を設定し、削減に向けた取組を行うこと。
- イベント終了後に電力使用量を算定し、実績値を元に温室効果ガス排出量を算定すること。

【推奨事項】

- 使用する電力が選択可能な場合は、二酸化炭素排出係数のより低い電力³を使用すること。
- 使用する電力が選択可能な場合は、再生可能エネルギーを多く活用している電力を使用すること。
- グリーンエネルギー証書（電力・熱証書）を活用するなど、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行うこと。

■ ガス

【要求事項】

- 事前に、実施予定場所において使用するガスの量の推計を行い、ガスの種類（都市ガス、プロパンガス等）を確認すること。
- 使用量削減目標値を設定し、削減に向けた取組を行うこと。
- イベント終了後にガスの使用量を算定し、実績値を元に温室効果ガス排出量を算定すること。

【推奨事項】

- 使用するガスが選択可能な場合は、二酸化炭素排出係数の低いガスを選択すること。

■ 燃料（灯油・ガソリン・軽油等）

【要求事項】

- 事前に、イベントにおいて使用する灯油・ガソリン・軽油等の燃料の量の推計を行うこと。
- 使用量削減目標値を設定し、削減に向けた取組を行うこと。

³ 平成 27 年 7 月に主要な電気事業者が参加する自主的枠組の「電気事業における低炭素社会実行計画」が策定され、2030 年度に使用端の排出係数の目標として 0.37kg-CO₂/kWh 程度を目指すことが掲げられている。当該目標は、国のエネルギーミックス及び温室効果ガス削減目標と整合するものである。

- イベント終了後に灯油・ガソリン・軽油等の燃料の使用量を算定し、実績値を元に温室効果ガス排出量を算定すること。

【推奨事項】

- 使用する燃料が選択可能な場合は（バイオ燃料が使用可能な車種及び地域においては）、ライフサイクルにおける環境負荷低減効果を試算し、削減効果が認められる場合に、バイオ燃料を使用すること。

■ 水

【要求事項】

- 事前に、実施予定場所において使用する水の量の推計を行うこと。
- 削減目標値を設定し、削減に向けた取り組みを行うこと。
- イベント終了後に水使用量を算定し、目標値との乖離とその原因を確認すること。

【推奨事項】



- 雨水の活用、排水の再利用を検討すること。

4 定義

- 二酸化炭素排出係数
単位量当たりの二酸化炭素の排出量を表す数値。電力の場合は 1kWh 当たりの二酸化炭素排出量を用いる。
- グリーンエネルギー証書
グリーンエネルギー証書（グリーン電力証書・グリーン熱証書）とは、グリーンエネルギーから得られた電気・熱を、電気・熱そのものと環境付加価値とに切り離し、環境付加価値を証書（グリーン電力証書・グリーン熱証書）の形で電力需要家が保有することで、グリーンエネルギーによる電気・熱（グリーン電力・グリーン熱）とみなすもの。電力・熱需要家が使用電力量・熱量に応じてグリーンエネルギー証書を購入し、その資金がグリーンエネルギー事業者に提供されることにより、再生可能エネルギーの普及拡大を支援する仕組み。

5 参考となる環境ラベル等

- カーボン・オフセット認証ラベル
- カーボン・ニュートラルラベル
- 「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」についての認証マーク
- グリーン・エネルギー・マーク（GE マーク）

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
カーボン・オフセット認証ラベル		民間団体等によるカーボン・オフセット（審査機関による検証を含む）に基づいて認証された案件に付与される。認証機関に申請書を提出し、認証されると、認証番号、認証ラベルが付与される。	民間団体等
カーボン・ニュートラルラベル		個別のカーボン・ニュートラルの取組が、民間団体等により認証された案件に付与される。認証機関に申請書を提出し、認証されると、認証番号、認証ラベルが付与される。	民間団体等

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
<p>「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」についての認証マーク</p>		<p>カーボン・オフセットの取組のうち、企業等がCFPコミュニケーションプログラム等を用いて、自らの製品等のライフサイクルでの温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又はほかの場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせたことを、国が認証する制度。認証を受けた製品等にマークを付与することができる。</p>	<p>経済産業省</p>
<p>グリーン・エネルギー・マーク (GE マーク)</p>		<p>一定割合以上のグリーン電力を使用していることを消費者等が容易に認識できるようにすることを目的としたマーク。表示には、使用電力の10%以上をグリーン電力でまかなう必要がある。このマークは、経済産業省の総合資源エネルギー調査会における議論を踏まえ、統一マークとして制定されたものであるが、各グリーン電力証明書発行会社が使用しているマークを表示するか、GE マークを表示するかは、グリーン電力を利用する事業者の任意となっている。</p>	<p>一般財団法人日本品質保証機構</p>

会場

1 対象範囲

- イベント等で使用する会議室、ホール、展示場等の施設等

2 基本原則

- 会場の選定に当たっては、既存の施設の利用を優先すること。また、持続可能性に係る方針が策定されている会場を選定すること。
- 人の移動に伴う環境負荷を削減するため、開催地及び会場の選定に当たっては、公共交通機関の利便性及びエネルギー使用の削減への取組を考慮すること。
- 新設、仮設を行う場合には、自然環境や生物などへの影響、騒音、振動等を最小限にとどめ、資材等の再利用が図られるよう配慮すること。

3 要求事項及び推奨事項

■ アクセス

【要求事項】

- 主要な公共交通機関の駅等から徒歩圏内にあること、又は会場までの送迎が行われること。

【推奨事項】

- 宿泊施設が会場敷地内又は徒歩圏内にあること。
- 国際会議、国際イベントにおいては、航空機の直行便が使用できる開催地を選定すること
- 空港や交通ターミナルからの利便性が高く、移動距離が短い会場を選定すること。

■ エネルギー

【要求事項】

- 施設における照明が利用者側で調整できること。
- 施設における照明、空調の使用において、省エネルギーの取組が図られていること。
- 施設利用者への省エネルギー、節水の啓発が行われていること。
- エネルギーの使用量を把握し、具体的な目標や計画に基づき使用量削減に取り組んでいる施設であること。

【推奨事項】

- 施設における空調の温度が利用者側で調整できること。
- 施設における照明、空調機器、給湯等の設備は、高効率であること。
- 節水型トイレを設置するなど、水の使用量の削減が図られている施設であること。
- 再生可能エネルギーを活用している施設等であること。
- エネルギー管理システムを導入している施設であること。

■ 管理等

【要求事項】

- 従業員に対し、定期的に省エネルギーの取組に関する指導が行われている施設であること。
- 廃棄物の分別を徹底し、発生抑制、減量化、再生利用に資する取組が行われている施設であること。

【推奨事項】

- ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムを取得している施設であること。
- CASBEE、建築物省エネ法に基づく表示制度等、建築物の省エネルギー性能に係る認証等を取得している施設であること。

4 定義

- ISO14001
サステナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減及び環境への貢献と経営の両立を目指す環境マネジメントシステムの国際規格。
- 建築物の省エネルギー性能に係る認証等
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく平成28年国交省告示第489号「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に定められた第三者認証制度の1つ。略称は、BELS（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）。
URL：http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

5 参考となる環境ラベル等

- グリーン・エネルギー・マーク
- CASBEE 建築評価認証
- 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）
- エコマーク認定基準：ホテル・旅館（No.503）

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
グリーン・エネルギー・マーク（GEマーク）		一定割合以上のグリーン電力を使用していることを消費者等が容易に認識できるようにすることを目的としたマーク。表示には、使用電力の10%以上をグリーン電力でまかなう必要がある。このマークは、経済産業省の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会グリーンエネルギー利用拡大小委員会における議論を踏まえ、統一マークとして制定されたものであるが、各グリーン電力証明書発行会社が使用しているマークを表示するか、GEマークを表示するかは、グリーン電力を利用する事業者の任意となっている。	一般財団法人日本品質保証機構
CASBEE 建築評価認証		CASBEE 建築評価認証は、CASBEE-建築（既存）などで評価された建築物について、その評価内容を審査の確であることを第三者機関が認証する制度。	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構
建築物省エネ法に基づく表示制度（BELS）		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく第三者認証制度。略称は、BELS（Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）。新築と既存建物の双方を対象に、一次エネルギー消費量をもとにBELS実施機関が省エネルギー性能を客観的に評価し、5段階の星マークで表示する。	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構
エコマーク		ISOの規格（ISO14024）にのっとった我が国唯一のタイプI環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。	公益財団法人日本環境協会

宿泊施設

1 対象範囲

- イベント等で使用するホテル、旅館等の宿泊施設

2 基本原則

- 関係者や参加者の宿泊施設を指定又は推薦する場合は、環境への配慮に組織的に取り組む施設であること。
- エネルギーの使用削減、食品ロスを含む廃棄物の排出抑制に取り組む施設であること。
- 人の移動に伴う環境負荷を削減するため、公共交通機関の利便性の高い施設であること。

3 要求事項及び推奨事項

■ アクセス

【要求事項】

- 主要な公共交通機関の駅等から徒歩圏内にあること、又は会場までの送迎が行われること。

【推奨事項】

- イベント等の会場敷地内又は徒歩圏内にあること。
- 空港や交通ターミナルからの利便性が高く、移動距離が短い施設であること。

■ エネルギー等

【要求事項】

- 施設における照明、空調、家電製品等の使用において、省エネルギーの取組が図られていること。
- 施設利用者への省エネルギー、節水の啓発が行われていること。
- エネルギーの使用量を把握し、具体的な目標や計画に基づき使用量削減に取り組んでいること。
- 水の使用量を把握し、具体的な目標や計画を立てて使用量削減に取り組んでいること。

【推奨事項】

- 施設における空調機器、照明、温水器等のエネルギー使用機器は、品目別ガイドライン「エネルギー使用機器」の要求事項又は推奨事項を満たすこと。
- 施設における冷媒使用機器は、共通ガイドライン「冷媒・断熱材」の要求事項又は推奨事項を満たすこと。
- 熱源・熱搬送設備は、高効率であること。又は、高効率設備の導入計画があること。
- 設備、機器の効率の維持・改善のための定期的なメンテナンスを行っていること。
- 施設内、客室のテレビ、冷蔵庫、個別空調機、電気便座等に省エネルギー性能の高い機器を導入していること（5つ星省エネ家電等）。
- トイレ、水栓、シャワー、食器洗浄機等に節水型の機器を設置するなど、水の使用量の削減が図られていること。
- 宿泊者が連泊する場合、寝装具やタオル類の交換の有無を選択できる仕組みがあること。
- 再生可能エネルギーを活用していること。
- エネルギー管理システムを導入していること。

■ 廃棄物

【要求事項】

- 客室で無償提供するワンウェイのアメニティグッズの使用削減への協力を要請していること。
- シャンプー、リンスはワンウェイの製品でなく、詰替可能なディスペンサーやボトルで提供していること。
- 再使用可能なスリッパを使用していること。
- 使用済の固形石けんはバックヤード等で再使用する又は油脂化等の方法でリサイクルしていること。

【推奨事項】

- 食事を提供する場合は、品目別ガイドライン「ケータリング・レストラン」の要求事項又は推奨事項を満たすこと。
- 未使用のアメニティグッズは、状態により再び利用客に提供していること。
- 客室において飲料水を提供する場合は、再利用可能な容器により提供していること。

■ 管理・運営

【要求事項】

- 環境方針に基づき、目標と計画を立て環境負荷の削減に努め、継続的に改善する仕組みを構築していること。
- 環境対応の責任者を明確に定めていること。
- 年1回以上の定期的な従業員研修等を実施していること。
- 従業員に対し、定期的に省エネルギーの取組に関する指導が行われていること。
- 廃棄物の分別を徹底し、発生抑制、減量化、再生利用に資する取組が行われていること。

【推奨事項】

- 環境方針や目標を従業員の目に届くところに掲示していること、又は従業員に環境方針や対応について理解させていること。ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントシステムを取得していること。
- CASBEE、建築物省エネ法に基づく表示制度等、建築物の省エネルギー性能に係る認証等を取得していること。
- 施設事務所、客室で使用する消耗品や備品は、エコマーク認定商品等の環境配慮型製品であること。

■ 情報提供

【要求事項】

- パンフレットやホームページ等で自社の環境方針や取組の情報を公開していること。
- フロントや客室等の目につくところに環境方針や取組を説明するための情報提供があること。

【推奨事項】

- 取引先に環境方針等の取組を説明し、環境配慮型の物品やサービスの提供を得られるよう努めていること。
- 環境に配慮した移動手段（自転車レンタル、カーシェアリング、電気自動車の充填スタンド等）についての情報を提供していること。

4 定義

○ ISO14001

サステナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減及び環境への貢献と経営の両立を目指す環境マネジメントシステムの国際規格。

○ 建築物の省エネルギー性能に係る認証等

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく平成28年国交省告示第489号「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」に定められた第三者認証制度の1つ。

略称は、BELS (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System)。
 URL : http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

5 参考となる環境ラベル等

- グリーン・エネルギー・マーク
- CASBEE 建築評価認証
- 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)
- エコマーク認定基準：ホテル・旅館 (No.503)

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
グリーン・エネルギー・マーク (GE マーク)		一定割合以上のグリーン電力を使用していることを消費者等が容易に認識できるようにすることを目的としたマーク。表示には、使用電力の10%以上をグリーン電力でまかなう必要がある。このマークは、経済産業省の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会グリーンエネルギー利用拡大小委員会における議論を踏まえ、統一マークとして制定されたものであるが、各グリーン電力証明書発行会社が使用しているマークを表示するか、GE マークを表示するかは、グリーン電力を利用する事業者の任意となっている。	一般財団法人日本品質保証機構
CASBEE 建築評価認証		CASBEE 建築評価認証は、CASBEE-建築 (既存) などで評価された建築物について、その評価内容を審査し的確であることを第三者機関が認証する制度。	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構
建築物省エネルギー法に基づく表示制度 (BELS)		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第7条に基づく第三者認証制度。略称は、BELS (Building-Housing Energy-efficiency Labeling System)。新築と既存建物の双方を対象に、一次エネルギー消費量をもとにBELS実施機関が省エネルギー性能を客観的に評価し、5段階の星マークで表示する。	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構
エコマーク		ISO の規格 (ISO14024) にのっとり我が国唯一のタイプI環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。	公益財団法人日本環境協会

印刷物・印刷サービス

1 対象範囲

- 印刷物、印刷物の製作

2 基本原則

- 企画段階から、印刷物の削減等、環境負荷低減を考慮した上で、作成する印刷物については、再生材料又は合法的かつ持続可能な原料を使用したりサイクル対応型印刷物を製作する。

3 要求事項及び推奨事項

■ 設計

【要求事項】

- 印刷工程における損紙等の製紙原料へのリサイクル率が80%以上であること。

【推奨事項】

- 紙の印刷物を可能な限り削減し、電子化を行うこと。
- 刷版工程のデジタル化等により紙及び廃棄物の発生が抑制されていること。
- 印刷物の用途及び目的を踏まえ、必要最小部数の印刷及び印刷物の軽量化を図ること。
- 加工におけるリサイクル性を考慮すること（ラミネート、クロス貼り等の回避）。

■ 原料・材料

【要求事項】

- 紙の原料については、[共通ガイドライン「紙・紙製品」](#)の材料の要求事項を満たすこと。
- オフセット印刷にあっては、植物油インキが使用されていること。
- リサイクル適性 A ランクの紙、インキ、加工資材が使用されていること。

【推奨事項】

- 紙の原料については、[共通ガイドライン「紙・紙製品」](#)の材料の推奨事項を満たすこと。
- オフセット印刷にあっては、ノン VOC インキが使用されていること。

■ 情報開示

【要求事項】

- 印刷物にリサイクル適性が表示されていること。

【推奨事項】

- 印刷物がカーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにより検証されている、又は同等以上と認められるものであること。
- 民間団体等によるカーボン・オフセット（審査機関による検証を含む。）による認証を取得しているものであること
- 印刷を行う事業者の環境報告書が作成・公表されていること。

■ 有害物質

【要求事項】

- インキの化学安全性が確認されていること。

【推奨事項】

- インキの化学安全性に係る SDS（安全データシート）が公開されていること。

■ その他

【要求事項】

- 包装、梱包材は**共通ガイドライン「包装材」**の要求事項を満たすこと。

【推奨事項】

- 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）取得事業者、グリーンプリンティング認証事業者により印刷されること。
- 包装、梱包材は**共通ガイドライン「包装材」**の推奨事項を満たすこと。
- 輸送・配送に当たっては、**共通ガイドライン「輸送・配送」**を参考とし、輸送負荷の低減に係る対応を求めること。

4 定義

○ 植物油インキ



植物油由来の油含有量の比率がインキの種類ごとに下表のとおり定める要件を満たすもの。なお、UV インキは VOC 成分の含有が極めて少ないため、植物油インキと同等とみなす。

インキの種類	植物油由来の油含有量比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンヒートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ (ただし、金、銀、パール、白インキ)	20%以上 (10%以上)
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上



5 参考となる環境ラベル等

- グリーンプリンティング認定制度
- エコマーク 認定基準：紙製の印刷物 No.120
- バタフライロゴ
- 環境保護印刷マーク（クリオネマーク）
- 植物油インキマーク
- 森林認証制度（FSC、PEFC、SGEC）
- 間伐材マーク

◆印刷物、印刷工程に関するマーク

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
グリーンプリンティング認定制度		印刷業界の環境自主基準に基づき、事業者（工場等）の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度。印刷業界の環境負荷の低減及び市場へ提供する印刷製品の環境負荷低減を推進している。	一般社団法人 日本印刷産業 連合会
バタフライロゴ		印刷のプロセスの中で最も環境配慮がされたオフセット印刷方式（製版時の現像廃液がない、湿し水・IPA を使わない、VOC の放散量が少ない印刷方式）を使用していることを環境保護ロゴにて明示するもの。	一般社団法人 日本水なし印刷協会（日本 WPA）

品目別ガイドライン

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
環境保護印刷マーク（クリオネマーク）		オフセット印刷の刷板～印刷工程から VOC や有害廃液を出さないことで「ゼロエミッション」を実現環境保護に貢献、配慮した印刷物の1点1点、1枚1枚に自己適合宣言した「環境保護印刷マーク（クリオネマーク）」を付与する認定制度。新認証制度として、デジタル印刷認証制度も制定されている。	環境保護印刷推進協議会
エコマーク		ISOの規格（ISO14024）にのっとった我が国唯一のタイプI環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。	公益財団法人日本環境協会

◆原料、資材に関するマーク

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
植物油インキマーク		印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油などを含めた植物油全般を指す。	印刷インキ工業連合会
インキグリーンマーク		印刷インキ工業連合会が定めた、オフセット印刷用インキ中のバイオマス割合を指標として表示するマーク。ただし、UVインキはリサイクル適性、省エネ対応を指標とする。環境負荷低減を目的に、化石資源由来の原材料をバイオマスに代替する活動を促すための制度であり、環境対応レベルにより3段階にランク付けしている(2015年9月から表示開始)。現在のところ、印刷製品に表示することはできず、インキ容器のラベル及び説明書等への表示が認められている。	印刷インキ工業連合会
FSC 森林認証制度		1993年に設立された独立した非営利の世界的森林認証システム。環境保全及び社会的責任の観点から見て「適切に管理された森林」の普及を目的に、長期的な森林管理が実行されている森林の認証を推進。持続可能な森林管理のために策定された国際基準にのっとって林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC認証」がある。	森林管理協議会

品目別ガイドライン

環境ラベル 名称	マーク	概要	認定機関等
PEFC 森林認証プログラム		<p>1999年に創設された独立したNGO組織(PEFC評議会)が運営する世界的な森林認証プログラム。PEFCが承認するすべての森林認証制度が、共通して高レベルの規格を採用していることを保障し、森林経営・管理者、紙や木材などの林産品関連企業、外部認証機関などがPEFCの認証を受けたすべての企業に対して同様のことを保証するシステムを提供する。FSCと同様「森林管理認証」と「CoC認証」がある。</p>	PEFC 評議会
SGEC 認証制度		<p>我国の林業団体、環境NGO等により2003年に発足した森林認証制度。人工林のウェイトが高いことや零細な森林所有者が多いこと等、我が国の実情に応じた制度を創設。2016年6月3日PEFCとの相互承認を成立。持続可能な森林経営を行っている森林を認証する「森林管理認証」と、認証森林から産出される認証生産物の加工・流通過程を認証する「CoC認証」の2つを定めている。</p>	一般社団法人 緑の循環認証 会議
間伐材マーク		<p>間伐材を用いた製品に表示することができるマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもので、マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類ある。</p>	全国森林組合 連合会

エネルギー使用機器

1 対象範囲

- 稼働・作動するためにエネルギーを使用する製品（照明機器、映像・音響機器、電子機器、冷凍空調機器等）

2 基本原則

- 可能な限り既存のものを活用し、買取ではなくリース・レンタルを利用すること。買取の場合は、エネルギー消費効率の高い製品を選択し、必要以上の機能のものは避けること。
- 同等の機能を持つ製品は、消費電力の低い、エネルギー消費効率の高い機器を選択すること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 設計

【要求事項】

- リデュース、リユース、リサイクルのための環境配慮設計がなされていること。
- 過剰、不要な機能のないこと。

【推奨事項】

- リース、レンタル品であること。
- 買取の場合は、使用後に他のイベント等において使用されるような契約を他者で行うこと。
- 希少金属（レアメタル）を含む部品の再使用のための工夫がなされていること。

■ エネルギー消費効率

【要求事項】

- 別表に示す品目ごとのエネルギー消費効率又は消費電力の基準を満たすこと。
- 別表に定めのない品目については、可能な限りエネルギー消費効率の良い又は消費電力量が低いものであること。

【推奨事項】

- 待機時消費電力が 0.5W 未満であること（待機モードがある製品）。

■ 化学物質

【要求事項】

- J-MOSS の対象機器は、特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- J-MOSS の対象機器以外は、特定の化学物質に係る含有率基準値が確認されていること。

【推奨事項】

- 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。

■ 原料・材料、その他

【要求事項】

- 包装、梱包材は [共通ガイドライン「包装材」](#) の要求事項を満たすこと。
- 製品に冷媒、断熱材を使用する場合は、[共通ガイドライン「冷媒・断熱材」](#) を満たすこと。

【推奨事項】

- 包装、梱包材は [共通ガイドライン「包装材」](#) の推奨事項を満たすこと。
- 製品に冷媒、断熱材を使用する場合は、[共通ガイドライン「冷媒・断熱材」](#) を満たすこと。

品目別ガイドライン

- 輸送・配送に当たっては、**共通ガイドライン「輸送・配送」**を参考とし、輸送負荷の低減に係る対応を求めること。

表 エネルギー使用機器対象品目



機器	タイプ	エネルギー消費効率等の基準値	参照規格
ディスプレイ	コンピュータモニタ、サインエージディスプレイ	ディスプレイ Ver.7.0	国際エネルギースタープログラム
プロジェクタ	プロジェクタ	0.077×lm+80 等	エコマーク
照明	LED 照明器具	120lm/W 以上等 ※電球色は 85 lm/W 以上等	グリーン購入法
	LED ランプ	A 形 (E26/17) 110Lm/W 以上 80lm/W 以上等 ※電球色は 70 lm/W 以上等	グリーン購入法
ネットワーク機器	ルーティング機器 スイッチング機器	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
電子計算機	サーバ	コンピュータ Ver.6.0 省エネ法トップランナー基準 の 180%	国際エネルギースタープログラム
	デスクトップ、一体型デスクトップ、ノートブック、ワークステーション、シンククライアント、タブレット	コンピュータ Ver.6.0 省エネ法トップランナー基準 の 200%	国際エネルギースタープログラム
画像機器	コピー機、複合機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ	エコマーク：複写機・プリンタなどの画像機器 (Version1.2) 画像機器 Ver.2.0 認定基準	エコマーク 国際エネルギースタープログラム
シュレッダー	シュレッダー	待機時消費電力 1.5W 以下	グリーン購入法
デジタル印刷機	孔版式デジタル印刷機	デジタル印刷機認定基準	エコマーク
冷蔵庫	電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫	省エネ法多段階評価 4 つ星、5 つ星	省エネ法
	電気冷凍庫	省エネ法多段階評価 4 つ星、5 つ星	省エネ法
	業務用	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
テレビ	液晶テレビ、プラズマテレビ	省エネ法多段階評価 4 つ星	省エネ法
電気便座	瞬間式、貯湯式	年間消費電力量	グリーン購入法
電子レンジ	電子レンジ、オープンレンジ	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯機 (家庭用)	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
	ヒートポンプ式電気給湯機 (業務用)	成績係数 3.5 以上	グリーン購入法
	ガス調理機器	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
ストーブ	ガスストーブ、石油ストーブ (密閉式、半密閉式)	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
エアコン	パッケージエアコン	省エネ法トップランナー基準	省エネ法
	ルームエアコン	省エネ法多段階評価 4 つ星	省エネ法

4 定義




- 省エネ法トップランナー基準
エネルギー多消費機器のうち、省エネ法で指定するもの（特定エネルギー消費機器という）の省エネルギー基準を、各々の機器において基準設定時に商品化されている製品のうち、最も省エネ性能が優れている機器の性能以上に設定するもの。2016年1月末現在、28機器が対象。
- 省エネルギーラベリング制度
2000年8月にJIS規格によって導入された制度で、家庭で使用される製品を中心に、省エネ法で定めた省エネ性能の向上を促すための「目標基準＝トップランナー基準」を達成しているかどうかを、製造事業者等が「省エネルギーラベル」に表示するもの。
- 統一省エネルギーラベル
小売事業者が製品の省エネ情報を表示するための制度で、製品個々の省エネ性能を表す省エネラベル、市販されている製品の中で相対的に位置づけた多段階評価（5つの☆マーク）、年間の目安電気料金（又は目安燃料消費量）等を製品本体又はその近傍に表示するもの。
- 多段階評価制度
多段階評価制度は、機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品ごとの省エネ性能の差が大きい家電製品について、省エネ基準達成率の分布状況に応じ、省エネ性能を5段階の☆で表示する制度。☆の数が多いほどエネルギー基準達成率が高い。
- 特定の化学物質
鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずる。

5 参考となる環境ラベル等

- 省エネラベリング制度
- 統一省エネラベル
- 国際エネルギースタープログラム
- J-MOSS グリーンマーク、オレンジマーク

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
省エネルギーラベル		省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示したラベル。ラベル左の「省エネ性マーク」は、省エネ基準を達成している製品には緑色、達成していない製品には橙色のマークを表示する。表示方法等についてJIS規格が制定されている。	経済産業省
統一省エネルギーラベル		機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品ごとの省エネ性能の差が大きい家電製品について「多段階評価制度」による5つの☆マークとエネルギー消費効率、年間の目安電気料金等を組み合わせて表示したラベル。家電製品の省エネ性能を目安の電気代とあわせて比較できる。	経済産業省

品目別ガイドライン

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
国際エネルギースター ロゴ		パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるロゴ。日本、米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度。コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複写機、スキャナ、複合機、デジタル複合機、コンピュータサーバの9品目が対象。	経済産業省
J-MOSS グリーンマーク		「電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法（JIS C 0950、通称 J-Moss）」に基づく RoHS 指令規制物質の含有マークの表示とウェブサイトでの含有情報の表示するためのマーク。特定の化学物質が含有率基準値以下の場合、対象7品目に限り機器の本体、包装箱、カタログ類に任意で表示できる。	経済産業省
J-MOSS オレンジマーク		「電気・電子機器の特定化学物質の含有表示方法（JIS C 0950、通称 J-Moss）」に基づく RoHS 指令規制物質の含有マークの表示とウェブサイトでの含有情報の表示するためのマーク。特定の化学物質が含有率基準値を超えて含有されている場合に、表示が義務付けられている。	経済産業省

備品・什器・機器類

1 対象範囲

- イベントで使用する屋内・屋外用備品・什器・機器類。いす、ベンチ、ソファ、机、テーブル、カウンター、演台、作業台、書架、物品棚、機器ラック、テレビ台、キャビネット、ロッカー、ディスプレイ棚、パーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、パネル、ホワイトボード、案内板、磁気筆記版、黒板、簡易ステージ、教壇、鏡等を対象とする。医療、介護用を除く。
- ※電気、燃料を使用する製品は、品目別ガイドライン「エネルギー使用機器」を参照。

2 基本原則

- 可能な限り既存のものを活用し、買取ではなくリース・レンタルを利用すること。買取の場合は、イベント終了後に別のイベント等で活用されるよう、事前に手続きすること。特に大型の製品は、輸送負荷を考慮し、可能な限り近距離の事業者等から調達すること。
- 新規に当該イベント向けに調達する場合は、汎用性の高いものを選択すること。

3 要求事項及び推奨事項

■ 設計

【要求事項】

次のいずれかを満たすこと。

- 原材料、部材、部品の軽量化・減量化が図られていること。
- 組立式、又はスタッキング可能であること。

【推奨事項】

- リサイクル可能な材料を使用している部分は、部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
- 使用者によって修理が可能な構造であること。

■ 原料・材料

【要求事項】

- 木材を使用している製品は、[共通ガイドライン「木材・木材製品」](#)の原料・材料に係る要求事項を満たすこと。
- プラスチックを使用している製品は、[共通ガイドライン「プラスチック・プラスチック製品」](#)の原料・材料に係る要求事項を満たすこと。
- 繊維を使用している製品は、[共通ガイドライン「繊維・繊維製品」](#)の原料・材料に係る要求事項を満たすこと。
- 断熱材を使用している製品は、[共通ガイドライン「冷媒・断熱材」](#)の要求事項を満たすこと。

【推奨事項】

- 木材を使用している製品は、[共通ガイドライン「木材・木材製品」](#)の原料・材料に係る推奨事項を満たすこと。
- プラスチックを使用している製品は、[共通ガイドライン「プラスチック・プラスチック製品」](#)の原料・材料に係る推奨事項を満たすこと。
- 繊維を使用している製品は、[共通ガイドライン「繊維・繊維製品」](#)の原料・材料に係る推奨事項を満たすこと。

■ その他

【要求事項】


- 包装、梱包材は共通ガイドライン「包装材」の要求事項を満たすこと。
- 製品に冷媒、断熱材を使用する場合は、共通ガイドライン「冷媒・断熱材」を満たすこと。

【推奨事項】

- 塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- 包装、梱包材は共通ガイドライン「包装材」の推奨事項を満たすこと。
- 輸送・配送に当たっては、共通ガイドライン「輸送・配送」を参考とし、輸送負荷の低減に係る対応を求めること。
- 製品に冷媒、断熱材を使用する場合は、共通ガイドライン「冷媒・断熱材」を満たすこと。

4 参考となる環境ラベル等

- エコマーク
 - ・ 認定基準：家具（No.130）、建築製品（内装工事関係用資材）（No.123）

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
エコマーク		ISOの規格（ISO14024）にのっとり我が国唯一のタイプI環境ラベル制度。ライフサイクル全体を考慮して、環境保全に資する商品を認定し表示する制度で、幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。	公益財団法人日本環境協会

ケータリング・レストラン

1 対象範囲

- ケータリング及びレストランの運営。店舗における飲食物の販売はこれに準ずる。

2 基本原則

- 食品廃棄物の削減、飲料・食事等の提供時におけるワンウェイのプラスチック製の容器等の使用の削減、輸送負荷の低減を図り、利用者に対する環境配慮の普及・啓発に資する取組を行う。

3 要求事項及び推奨事項

■ メニュー

【要求事項】

- 食品の無駄を削減できるようなメニューを提供していること。
- 適正量の食事が提供されること又は量を調整可能とすること。
- 利用者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること。
- 旬の食材を使ったメニューを提供していること。

【推奨事項】

- 水又はお茶などの飲料は希望者のみに提供すること。
- 近隣の地域から産出された食材を提供していること。
- 氷の大量使用を避けること。
- 農産物は、その生産に当たり、周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動が行われているものであること。JGAP Advance 又は GLOBAL G.A.P.の認証を受けて生産された農産物は、これと同等のものであるとみなす。
- 天然水産物は、計画的な水産資源の管理及び生態系の保全に配慮された漁業によって漁獲されたものであること。養殖水産物については、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮された養殖業によって生産されたものであること。(MSC、ASC、AEL、MELにより認証を受けた水産物、FAO ガイドラインに準拠した水産物はこれと同等のものであるとみなす。また、加工食品については、主要な原材料である水産物についてこれに準ずる。
- 畜産物は、環境保全及びアニマルウェルフェアの考え方に配慮した畜産物生産物生産者により生産されていること。JGAP 又は GLOBAL G.A.P.による認証を受けて生産された畜産物はこれと同等のものであるとみなす。
- メニュー提供時は紙の使用を避け、黒板やデジタルスクリーンを使用すること。

■ 食器

【要求事項】

- 飲食物の提供に支障がない場合は、リユース可能な食器を使用すること。

【推奨事項】

- 飲食物の提供に当たって、ワンウェイのプラスチック製の食器等を使用しないこと。
- ワンウェイの食器を使用する場合は、再生材料が可能な限り多く使用されていること。また、廃棄時の負荷低減に配慮されたものであること。

■ カトラリー、容器・包装等

【要求事項】

品目別ガイドライン

- 容器、包装は、**共通ガイドライン「包装材」**の要求事項を満たすこと。
- 適正な大きさ、適正量の容器包装を使用すること。
- 飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。
- ワンウェイのストロー、カップ、マドラー、カトラリー等を使用する場合は、再生材料が可能な限り多く使用されている、又は、廃棄時の負荷低減に配慮されたものであること。
- ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、提供するすべての買物袋に植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが10%以上使用されていること。
- 可能な限りワンウェイでなくリユース可能なストロー、カップ、マドラー、カトラリー等を使用すること。

【推奨事項】

- 容器・包装は、**共通ガイドライン「包装材」**の推奨事項を満たすこと。
- 砂糖、ミルク、クリーム、バター、ジャム等を提供する際は、個包装せずに提供していること。また、必要な人にだけ配布していること。
- ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、提供するすべての買物袋に植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。

■ 廃棄物

【要求事項】

- 食材の在庫管理を行い、デッドストックの防止、来店客数に合わせた調理量の調整、調理時の残り物の有効活用などによる食品廃棄物の発生を抑制していること。
- 厨芥・残飯の水切りや脱水化により減量化を行っていること。
- 厨芥・残飯を再生利用（堆肥化・飼料化等）していること。
- 水切り、脱水後の食品廃棄物（厨芥・残飯）について、積極的減量化（生ゴミ処理機等）と再生利用（堆肥化、飼料化等）により、廃棄量の削減を20%以上行っていること。
- 使用済み廃食用油を燃料利用や石けん化するなどリサイクル、有効利用していること。
- 食材の納入時に通い箱の使用を促進していること。
- 食材や飲料、調味料のワンウェイの容器について、容器の軽薄化や包装の削減に努めていること。
- 水の流出・無駄を最小限にしていること。
- 容器・包装を有償で提供すること、容器・包装の使用に関する意思を消費者に確認すること。
- ごみの分別のための分かりやすい表示を行うこと。

【推奨事項】

- 廃棄物の削減に資する処理計画の提案書を提示すること。
- 食品廃棄物の量を把握し、目標を立てて、食品廃棄物の再生利用（飼料・肥料・油脂製品・メタン・炭化製品・エタノール原料化等）又は熱回収（廃食用油の燃料利用等）を行っていること。
- 発砲飲料は、リターナブル容器入りを利用していること。
- 発砲飲料以外の飲料や調味料について、リターナブル容器への転換に努めていること。
- 参加者等に対し、マイバッグ、マイボトル、マイ箸等の持参の呼び掛けを行うこと。
- 生ゴミ処理機等による処理が行われていること。また、処理後の生成物は、肥料化、堆肥化又はエネルギー化等により再生利用が行われていること。
- 使用済みの食用油の有効利用が行われていること。
- 生分解性ごみは他のごみと別々に回収すること。
- 場所在所が広大な場合は、敷地内でのコンポストシステムを考慮すること。

■ マネジメント

【要求事項】

- 食品の期限や残り物の廃棄に関する情報提供をしていること。

- 環境方針や行動計画を立案していること。

【推奨事項】

- 食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。
- 準備や調理過程における最適な廃棄物管理について従業員に教育を行っていること。
- 水・エネルギー効率の良い機器を使用していること。**品目別ガイドライン「エネルギー使用機器」**に該当する機器については、当該ガイドラインの要求事項を満たすこと。
- 食材のトレーサビリティを確保し、安全性及び環境への影響に関する情報提供がなされていること。

■ 輸送

【推奨事項】

- 食材の運送、飲食物、使用機器等の輸送に当たっては、**共通ガイドライン「輸送・配送」**を参考とし、輸送負荷の低減に係る対応を求めること。

4 参考となる環境ラベル等

◆食材に関するマーク

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
JGAP (Japan Good Agricultural Practice)	 登録番号 123456789	JGAP は、食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証で、農場や JA 等の生産者団体が活用する農場・団体管理の基準が策定されている。農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理手法の1つ。第三者機関の審査により、JGAP が正しく導入されていることが確認された農場には、JGAP 認証が与えられる。	一般財団法人日本 GAP 協会
JGAP Advance	 Reg.123456789	世界で通用する日本発の認証制度の普及を進めるため農林水産省の支援を受けて作られたもので、2016年9月から運営開始。GFSI 等の追加要求にも対応し、より詳細な食の安全に関するリスク管理等の追加要求にも対応するもの。	一般財団法人日本 GAP 協会
GLOBAL G.A.P. (Good Agricultural Practice)		欧州を中心に世界124か国で実践されている適正農業規範の世界標準。設立当初はユーレップ (EUREP)GAP と呼ばれていたが参加会員が世界に広がり、GLOBAL G.A.P.と改称した。農家と小売業者が安全な食糧を生産・販売し、持続可能な未来を築くことを可能にする主要なグローバル認証プログラムであり、GLOBAL G.A.P.認証機関の審査員が生産現場で審査を行う第三者認証。GAPには地域性を反映させる国別技術作業部会(NTWG)の仕組みがある。	GLOBAL G.A.P.協議会

品目別ガイドライン

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
<p>ASC</p> <p>Aquaculture Stewardship Council (養殖版海のエコラベル)</p>		<p>MSC 認証の「天然の水産物」に対し、ASC 認証は「養殖水産物」を対象とした認証制度で、養殖版海のエコラベル。</p> <p>WWF（世界自然保護基金）と IDH（オランダの持続可能な貿易を推進する団体）の支援のもと、2010年に設立された、独立した国際的非営利団体。国際的な海洋保全活動の一環として、MSC と共に、ASC の普及を WWF がサポートしている。</p>	<p>水産養殖管理協議会</p>
<p>MSC</p> <p>Marin Stewardship Council 海のエコラベル</p>		<p>MSC 認証とは、世界の水産資源を枯渇させないために、持続可能な漁業を認証するシステムで、1997年に世界自然保護基金 (WWF) と、スケトウダラの加工食品を販売していたユニリーバが主体となって設立。1999年からは両組織から独立した非営利団体となり、イギリス・ロンドンに本部を置く MSC が管理している。持続可能で適切な管理を認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物の混入を防ぐ CoC 認証の2種類の認証から成る。</p>	<p>海洋管理協議会</p>
<p>MEL</p> <p>Marine Eco-Label Japan (マリン・エコラベル・ジャパン)</p>		<p>水産資源の持続的利用や生態系の保全を図るための資源管理活動を積極的に行っている漁業者を支援し、消費者等の水産資源の持続的利用や海洋生態系保全活動への積極的参加を促進することを目的として設けられたエコラベル制度。本制度は FAO（国連食糧農業機関）が定めたガイドラインの考え方にに基づき、漁業者及び関係事業者のラベル取得にかかる経済的負担をできる限り抑制しつつ、我が国の資源管理の特徴や優れた点を十分に反映した制度。認証は、生産段階認証と流通加工段階認証の二種類がある。</p>	<p>MEL ジャパン</p>
<p>AEL</p> <p>Aquaculture Eco-Label (養殖エコラベル)</p>		<p>平成 26 年 2 月に発足した養殖エコラベル制度。養殖業者がラベルを取得した商品が消費者の手に渡ることによる養殖水産物の安心・安全の確保と養殖水産の発展を目的としている。</p> <p>【認証基準】</p> <p>① 生産段階認証基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確立された実効ある管理制度の下で、養殖業が行われていること。 ・ 環境、生態系の保全に適切な措置が取られていること <p>② 流通加工段階認証基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象水産物以外の水産物の混入、混在が防止される管理体制があること 	<p>公益社団法人日本水産資源保護協会</p>

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
RSPO Roundtable on Sustainable Palm Oil (持続可能なパーム油のための円卓会議)		<p>環境への影響に配慮した持続可能なパーム油を求める世界的な声の高まりに応え、WWFを含む7つの関係団体が中心となり2004年に「持続可能なパーム油のための円卓会議」が設立された。農園開発・管理における持続的なパーム油生産に求められる法的、経済的、環境・社会的要件を「原則と基準」として定め、パーム油の生産段階だけでなく、その後の流通過程を含めた管理方式の違いにより3通りのラベル表示を定めている。</p> <p>1) アイデンティティプリザーブド/セグリゲーション： 生産農園から最終利用者に至るまでほかの非認証油と混合されることなく取引される。</p> <p>2) マスバランス： 途中でほかの非認証油と混合されてもその比率は最終利用段階まで厳密に記録され、利用者は当初の認証油相当量のみを認証油とみなす。</p> <p>3) ブックアンドクレーム： 生産された数量の認証油を証券化し、それを利用者は必要な数量分の証券を購入する。実際には現物の認証油ではない非認証油を購入することになるが、生産者には相当分の金銭的な還元がなされる。</p>	持続可能なパーム油のための円卓会議

【参考】海外の過去のイベント等における環境側面以外の持続可能性に係る基準の事例

食料全般

- 生産者は、製造品を化学的・生物学的汚染なく管理していること。
- 有機生産の飲食物を使用すること。製品は可能な限り、地域的・国際的オーガニック基準を満たす認証を受けているものを使用すること。一部地域において、統合生産システム下で生産されたものの方がオーガニック製品よりも手に入りやすい場合、代替品として提供すること。
- 民間ケータリング会社を利用する場合は、地元産・オーガニック・フェアトレード製品の割合を設定し、リストを作成すること。
- 可能な限り地元の生産者からの供給に努めていること。
- 畜産物が使用される場合は、高い福祉基準や認証に沿って生産されたもの（放し飼い、バイオ肉等）であること。
- 余剰食料品は、フードバンク等の非営利団体に寄付すること。

農作物(果物、野菜、サラダ、シリアルなど)

- トレーサビリティが完全に担保された製品を調達していること。
- バナナはフェアトレード商品を提供していること。
- 任意の非有機認証の場合には、農業生産工程管理認証を持つ製品の購入を優先すること。

牛乳、乳製品(牛乳、クリーム、バター、チーズなど)

- 酪農家が、レインフォレスト・アライアンス認証を取得していること。
- 生産者は、管理システムに社会・環境・動物福祉を組み込んでいること。
- 全ての牛乳と乳製品のトレーサビリティを証明する文書を提示していること。

卵、鶏肉

- 放し飼い鶏のものであること。

- 地鶏又はオーガニックに育てられた鶏のものであること。
- 生産者は、管理システムに社会・環境・動物福祉を組み込んでいること。

魚介類

- 伝統的な漁法を使用する小規模養殖場の魚介類を優先していること。
- 養殖魚は、動物愛護に配慮したもので、エサも持続可能なものが与えられていること。

その他の材料

- 蜂蜜は、国内で、持続可能な方法を用いる中小農場から原料を調達していること。
- 蜂蜜は、オーガニック製品又は農業生産工程管理(GAP)認証製品であること。
- 砂糖は、森林破壊ゼロに署名し、レインフォレスト・アライアンス認証やフェアトレード、オーガニック認定されている生産者から原料を購入していること。

メニュー

- 文化的・宗教的配慮がされたメニュー構成であること。ベジタリアン、宗教による食材の制限があるユーザー向けのメニュー、ほかのオプションと別にし、分かりやすく表示すること。

アクセシビリティ

- 食べ物のための長い行列を削減すること。
- 十分な腰掛椅子を用意すること。
- 障害者が必要とする設備があること。

労働環境

- SEDEX グローバルに登録し、必要に応じて SMETA の 4 領域の監査要綱を提出すること。
- 職場環境と従業員の労働条件が倫理的取引イニシアティブ (ETI) の基本規範で設定された最低要件を満たしていること。
- ケータリング事業者及び生産者は、イベントを開催する国の労働法及び国際労働機関の中核的労働基準を遵守していること。
- 零細企業や中小企業もサプライチェーンに加わり、参加が拡大するよう実践していること。
- 雇用機会や地元の労働力のための研修プログラムを実施していること。

廃棄物

1 対象範囲

- イベントにおける廃棄物の管理、処理の委託

2 基本原則

- 廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分の各処理段階において、温室効果ガス等の排出削減及び大気・水・土壌・騒音・振動等の保全に取り組んでいること。

3 要求事項及び推奨事項

【要求事項】

- 廃棄物処理において可能な限り再使用又は再生利用が図られること。また、再使用又は再生利用ができない廃棄物は、可能な限りエネルギー回収等が行われること。
- 従業員に対する廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修や教育を実施していること。



【推奨事項】

- 環境配慮への取組状況について、環境／CSR 報告書を作成・公表していること。
 - 温室効果ガス等に関する排出削減計画の策定・目標の設定・公表していること。
 - 契約業務の入札日からさかのぼって特定不利益処分を5年間受けていないこと。
 - 事業者の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力等の情報を公表していること。
 - ISO14001 又はエコアクション 21 等の認証を受けていること。
 - 電子マニフェストシステムへ加入していること。
 - 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であるなど、財務体質が健全であること。
- ※上記推奨事項の下線5項目は、優良産廃処理業者認定の評価項目である。

4 定義

- ISO14001
サステナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減及び環境への貢献と経営の両立を目指す環境マネジメントシステムの国際規格。
- エコアクション 21
環境省が定めた環境経営システムや取組、報告に関するガイドラインに基づく制度で、中小事業者向けの環境マネジメントシステム。
- 優良産業廃棄物処理業者認定制度
産業廃棄物処理業許可において、通常よりも厳しい基準に合格した事業者を、優良産業廃棄物処理業者として認定する制度。

5 参考となる環境ラベル等

情報提供サイト、マーク等	概要	運用機関等
優良さんばいナビ 	優良産業廃棄物処理業者が検索できるサイト。産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット「さんばいくん」において、自らが作成した情報を任意で公開しており、「優良さんばいナビ」ではその情報の一部を利用して、他、産業廃棄物処理業者が任意で追加作成した情報を公開している。	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
さんばいくん 	事業の透明性に係る基準を満たすために会社情報等を登録した産業廃棄物処理業者を検索することができる。現在の優良産業廃棄物処理業者の一覧も公開している。国が定める優良基準にのっとり処理業者が客観的なデータを公表できる。	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
エコアクション21 	エコアクション21 認証・登録制度は、環境省が定めた環境経営システムや環境報告に関するガイドラインに基づく制度。取組状況についての審査を受け、ガイドラインに基づいた取組が行われていると認められた場合は、中央事務局に認証・登録され、ロゴマークが使えるようになる。	エコアクション21 中央事務局

サプライチェーンマネジメント

1 考慮内容

- イベントの主催者及び運営者が、物品等の調達に当たって、サプライヤー及びサプライチェーンの各主体に求める環境配慮に係る考慮事項の担保方法について記載する。

2 各主体が取り組むべき考慮事項

【主催者・運営者】

- 主催者又は運営者は、調達を行う全ての物品等に係る環境配慮について責任を負い、自らの運営においても環境負荷の低減が図られるよう配慮する。
- 主催者又は運営者は、物品等の提供者であるサプライヤーに対し、ガイドラインへの遵守を求め、その適合状況を、サプライヤーとの契約ごとに確認する。
- 主催者又は運営者がサプライヤーにおけるガイドラインの遵守状況の確認を行った結果、不十分と判断された場合には、サプライヤー及びサプライチェーンに対する改善要求を行う。

【サプライヤー】

- サプライヤーは、ガイドラインへの適合状況についてサプライチェーンを含め確認を行い、主催者又は運営者に対し適合宣言を行うよう配慮する。また、主催者又は運営者の求めがあった際には、適合状況を示すための根拠資料を提出する。
- サプライヤーは、物品等の性能についてだけでなく、その製造・流通等においても環境負荷の低減が図られるよう配慮する。

【サプライチェーンの各主体】

- サプライチェーンの各主体は、サプライヤーに対し、ガイドラインへの要求事項への適合状況を確認するために必要な情報を提供する。
- サプライチェーンの各主体は、自らが行う製造・流通等においても環境負荷の低減が図られるよう配慮する。

3 ガイドラインへの適合性確認の方法

主催者又は運営者は、ガイドラインへの適合状況について、図2を参照し、以下の手順により確認を行うことができる⁴。イベントにおいては、物品等の種類ごとではなく、サプライヤーが自ら供給する物品等について包括的な適合宣言を行うことをもって、個々の物品の適合証明の手続きを不要とするという方法を取ることができることとする。

- ① 主催者又は運営者は、当該イベントにおいてサプライヤーから納入される物品・サービスに関するガイドラインへの適合性を確認し、サプライヤーから包括的適合宣言を文書で受諾する。
- ② サプライヤーは、提供しようとする物品等がガイドラインを満たすことを、自ら検査、認証などの方法により検証し、主催者、運営者に対し宣言する。その際は、サプライチェーンの各主体より、適合証明書を受諾すること。なお、適合状況の確認方法について、別途ガイドラインが示されている場合（木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン等）は、当該ガイドラインに基づく確認も併せて必要となる。
- ③ サプライチェーンの各主体は、サプライヤーに供給している製品、部品、素材等についての適合性を試験、測定、監査、検査、調査などの方法により検証し、証明書を提出する。
- ④ 主催者又は運営者は、ガイドラインへの適合状況に疑義があった場合には、サプライヤーを通じて、サプライチェーンから提出された適合証明書の根拠となる資料の照会を行う。

⁴ 国等の機関が行政事務において調達を行う環境物品等の判断の基準等への適合性の確認については、環境省の「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン(平成26年3月)」及び「環境表示ガイドライン(平成25年3月)」を参考として実施することとされている。

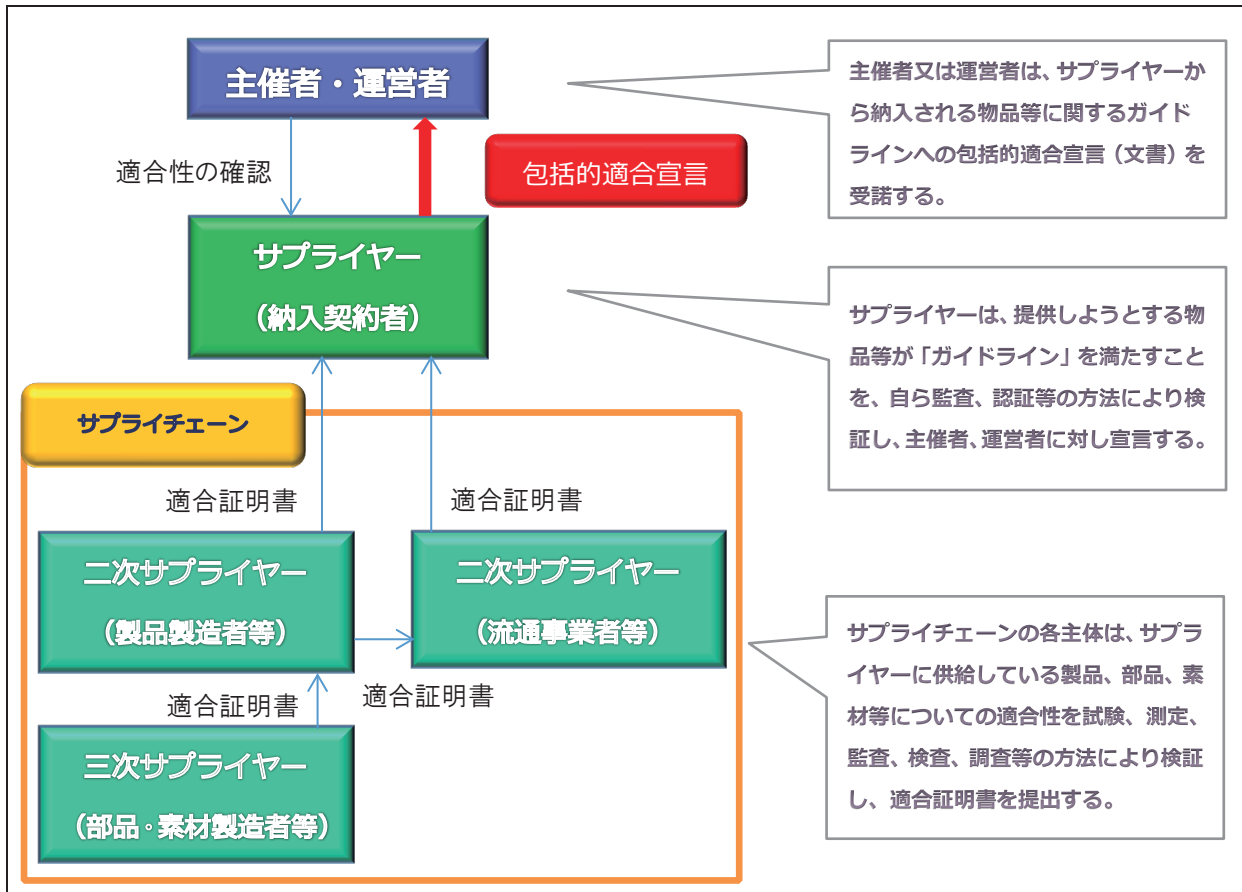


図3 ガイドラインへの適合性確認の枠組み例

4 留意事項

- ガイドラインは、要求事項及び推奨事項の2段階のレベルで構成されている。物品等の調達に当たって求められるレベルは、主催者が決定する。
- 要求事項は、最低限満たすべき事項について規定している。ガイドラインの適用に当たっては、要求事項の全ての評価項目（設計、材料、化学物質、情報開示、その他等）を適用することが求められる。
- 推奨事項は、要求事項に加えて満たすことが望ましい事項について規定している。競争性の確保、供給量の不足等の理由から全ての推奨事項を満たすことが困難な場合は、推奨事項の中から抜粋して適用し、可能な限り環境配慮のレベルを高めて実施することが望ましい。

5 用語

- サプライヤー
主催者又は運営者が契約する物品・サービスの提供事業者（一次サプライヤー）
*主催者又は運営者と直接契約をする製品等の販売者、サービス提供者、製品製造者等が該当する。
- サプライチェーン
原材料の採取、サプライヤーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者（二次サプライヤー、三次サプライヤー等）
*サプライヤーを介し、主催者又は運営者へ物品等を提供する製造者、製造者に原材料、部品を提供する事業者（原材料・部品提供事業者）等が該当する。

カーボン・オフセット

1 考慮内容

- イベント主催者等が、イベントの開催に伴い発生する二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を埋め合わせる（オフセットする）取組について記載する。

2 対象範囲

- 会議等では概ね 200 人程度以上、展示会、スポーツイベント、文化イベント等では概ね 1,000 人程度以上の参加者を見込むイベントを目安とし、イベント主催者等が、その目的、規模、種類等を踏まえ、カーボン・オフセットの取組の実施について適切に判断する。

3 カーボン・オフセットの手順

- イベント主催者等は、イベントにおけるカーボン・オフセットの取組を行う場合は、以下の手順により実施する（図 4 参照）。ただし、図 4 に示した手順は、カーボン・オフセットの取組を行う場合の一般的な流れであり、排出削減の取組内容、算定対象範囲等については、当該イベントの目的、規模、種類等を踏まえ、適宜柔軟に対応することが重要である。

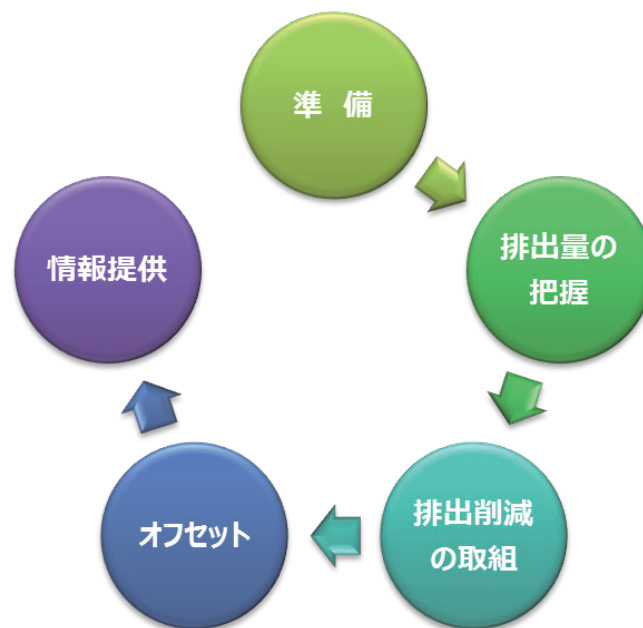


図 4 カーボン・オフセットの取組の流れ

【準備】

カーボン・オフセットを適正かつ効果的に行うため、イベントの企画・準備段階における検討が重要である。

- ① カーボン・オフセットに取り組む目的の確認
- ② 使用するクレジットの種類（J-クレジット等）の検討
- ③ 取組の管理体制の構築（責任者・担当者、各役割分担等）
- ④ オフセット主体（カーボン・オフセット実施者）の明確化



イベントにおける考慮事項

【排出量の把握】

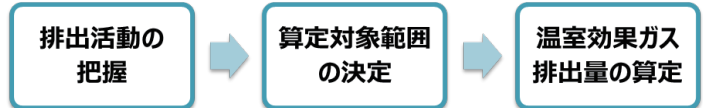
オフセットの対象となる温室効果ガス排出量を把握するため、イベントにおける排出活動の把握を行うとともに、実際の算定対象範囲を定め、温室効果ガス排出量を算定する。

算定に当たっては、カーボンフットプリントのPCRを参考とすることが可能である。

- ① 温室効果ガス排出活動の把握
- ② 算定対象範囲の決定

算定対象となるライフサイクル

イベントにおいて算定対象となるライフサイクルの例は下図のとおり。



算定対象範囲に含むべき事項

イベントにおいて算定対象範囲に含むべき事項の例は下記のとおりである、なお、必要に応じ物品等の使用、廃棄物の排出等も適宜算定対象に含めることが望ましい。

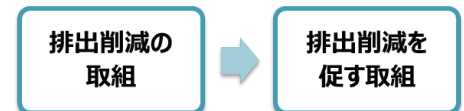
- 会場におけるエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量
- イベント主催者又は運営者の移動、物品等の調達に係る輸送に伴う温室効果ガス排出量
- 特定参加者（特定可能な参加者であって、当該参加者が参加しない場合はイベントが成立しない参加者）の移動に伴う温室効果ガス排出量

- ③ 温室効果ガス排出量の算定

【排出削減の取組】

温室効果ガス排出削減の取組はカーボン・オフセットを行うに当たって、必ず実施することが求められる取組である。カーボン・オフセットの対象となる排出削減はもとより、イベントへの参加者（来場者）への排出削減を促す取組を行うことも重要である。

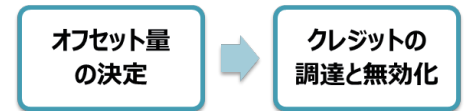
- ① カーボン・オフセットの対象内外に係る排出削減の取組の実施
- ② 排出削減を促す取組の実施



【オフセット（埋め合わせ）】

算定した温室効果ガス排出量に合わせてオフセット量を決定し、クレジットを無効化する。

- ① オフセット量の決定
- ② クレジットの調達と無効化



【情報提供】

カーボン・オフセットの取組の透明性・信頼性を高める観点から、当該イベントに係る可能な限り多くのカーボン・オフセットについての情報を公開することが重要である。

- ① 情報提供項目の重要性の確認
- ② 情報提供項目の決定と情報提供の実施



4 留意事項

- イベントに係るカーボン・オフセットについては、「カーボン・オフセットガイドライン」「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き」等の認定基準、算定ガイドライン等適宜参照されたい。
- イベントに係るカーボンフットプリントは、CFPプログラムにおいてCFP-PCR（Carbon Footprint of Product-Product Category Rule：PA-DF-02）が策定されており、温室効果ガス排出量の算定及び表示方法等に関する規定等が整備されている。詳細なイベントに係るカーボンフットプリントについてはCFP-PCRに基づき算定することが望ましい。

5 参考となる環境ラベル等

- カーボン・オフセット認証ラベル
- カーボン・ニュートラルラベル
- カーボンフットプリントマーク
- 「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」についての認証マーク
- グリーン・エネルギー・マーク (GE マーク)

環境ラベル名称	マーク	概要	認定機関等
カーボン・オフセット認証ラベル		民間団体等によるカーボン・オフセット（審査機関による検証を含む）に基づいて認証された案件に付与される。認証機関に申請書を提出し、認証されると、認証番号、認証ラベルが付与される。	民間団体等
カーボン・ニュートラルラベル		個別のカーボン・ニュートラルの取組が、民間団体等により認証された案件に付与される。認証機関に申請書を提出し、認証されると、認証番号、認証ラベルが付与される。	民間団体等
カーボンフットプリントマーク		商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を CO ₂ 量に換算して、当該商品・サービス等の単位で分かりやすく表示する仕組み。商品・サービスごとに商品種別算定基準(PCR：Product Category Rule)が設定されており、算定条件(算定範囲、カットオフ基準、配分の考え方、シナリオ設定等)が定められている。	一般社団法人 産業環境管理協会
「カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット」についての認証マーク		カーボン・オフセットの取組のうち、企業等が CFP コミュニケーションプログラム等を用いて、自らの製品等のライフサイクルでの温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせたことを、国が認証する制度。認証を受けた製品等にマークを付与することができる。	経済産業省
グリーン・エネルギー・マーク (GE マーク)		一定割合以上のグリーン電力を使用していることを消費者等が容易に認識できるようにすることを目的としたマーク。表示には、使用電力の10%以上がグリーン電力でまかなう必要がある。このマークは、経済産業省の総合資源エネルギー調査会における議論を踏まえ、統一マークとして制定されたものであるが、各グリーン電力証明書発行会社が使用しているマークを表示するか、GE マークを表示するかは、グリーン電力を利用する事業者の任意となっている。	一般財団法人日本 品質保証機構

参考資料 1 国際的な規格・ガイドライン等

イベントの持続可能性への関心が高まるにつれ、持続可能性を測定・証明する必要性が生じ、一連の国際的な「グリーンイベント」「サステナブルイベント」に関する規格や基準、ガイドラインが開発されている。

本項では、イベントにおける持続可能性に関する国際的な基準やガイドライン等について、理念・原則から企画・計画段階、運営、報告までの各段階において参考となるものを紹介する。

参考表1 参考となる規格・ガイドラインの例

ステップ	規格・ガイドライン
理念・原則 Visions and Principles	1. 国連グローバル・コンパクト
	2. アジェンダ 2030：持続可能な開発目標（SDGs）
計画・戦略 Strategy 運営 Actions	3. ISO20121 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム
	4. APEX / ASTM（Environmentally Sustainable Meeting Standard）
	5. サステナブルイベントガイド
	6. ISO20400 持続可能な調達ガイド
報告 Report	7. GRI EOSS（Event Organizers Sector Supplement）

注：「規格・ガイドライン」の番号は、次ページ以降の参考資料番号と一致



参考図1 イベントに係る国際的基準・ガイドライン活用の概念図

1 国連グローバル・コンパクト

国連グローバル・コンパクト（UNGC）は、各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組みであり、UNGCに署名する企業・団体は、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応及び腐敗の防止に関わる10の原則に賛同する企業トップ自らのコミットメントのもとに、その実現に向けて努力を行っている。

UNGCは、1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）の席上でコフィー・アナン国連事務総長（当時）が提唱し、潘基文前国連事務総長も明確な支持を表明しているイニシアチブであり、企業を中心とした様々な団体が、責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加することが期待されている。2000年7月26日にニューヨークの国連本部で正式に発足し、2004年6月24日に開催された最初のGCリーダーズ・サミットにおいて腐敗防止に関する原則が追加され、現在の形となった。

現在（2017年2月時点）では世界約150カ国で12,000を超える団体（そのうち企業が約8,000）が署名し、「人権」「労働」「環境」及び「腐敗防止」の4分野・10原則を軸に活動を展開している。

参考表2 国連グローバル・コンパクトの10原則

- | |
|-------------------------------|
| 原則1： 人権擁護の支持と尊重 |
| 原則2： 人権侵害への非加担 |
| 原則3： 結社の自由と団体交渉権の承認 |
| 原則4： 強制労働の排除 |
| 原則5： 児童労働の実効的な廃止 |
| 原則6： 雇用と職業の差別撤廃 |
| 原則7： 環境問題の予防的アプローチ |
| 原則8： 環境に対する責任のイニシアチブ |
| 原則9： 環境にやさしい技術の開発と普及 |
| 原則10： 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取組 |

2 アジェンダ 2030：持続可能な開発目標（SDGs）

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals : SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、2015（平成 27 年）9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットにおいて全国連加盟国（193 国）により採択された。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダは、2016（平成 28）年から 2030（平成 42）年までの国際社会共通の目標で、序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs : 17 ゴール、169 ターゲット）、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals : MDGs）とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴となっている。

採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要とされる。

参考表3 持続可能な開発目標（SDGs）17ゴール

1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食料安全保障
3. 健康・福祉
4. 質の高い教育
5. ジェンダー平等
6. 水・衛生の持続可能な管理
7. 持続可能なエネルギーへのアクセス
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9. 強靱なインフラ、産業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等の是正
11. 持続可能な都市
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

※うち、下線太文字は少なくとも環境に関連している 12 のゴール。

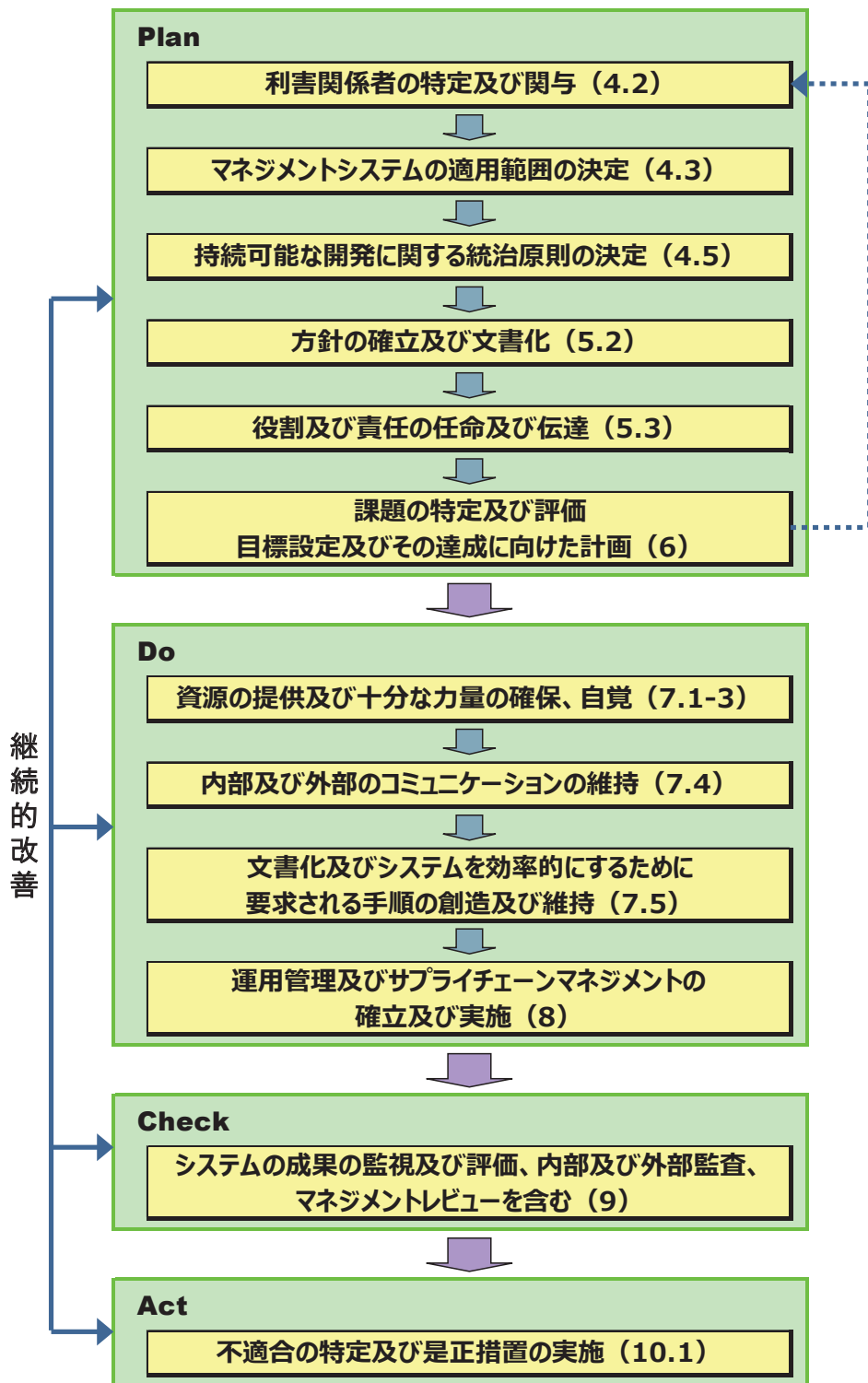
3 ISO20121 イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム

ISO20121 は、イベント運営における環境影響の管理に加えて、その経済的、社会的影響についても管理することで、イベントの持続可能性（サステナビリティ）をサポートするためのマネジメントシステム（ESMS:Event Sustainability Management System）の国際標準規格である。

参考表4 ISO20121の要求事項

項番	要求事項
4	組織の状況
4.1	組織及び組織の状況の理解
4.2	利害関係者のニーズ及び期待の理解
4.3	イベントの持続可能性に関するマネジメントシステムの適用範囲の決定
4.4	イベントの持続可能性に関するマネジメントシステム
4.5	持続可能な発展の原則、目的及び価値観の表明
5	リーダーシップ
5.1	リーダーシップ及びコミットメント
5.2	方針
5.3	組織の役割、責任及び権限
6	計画
6.1	リスク及び機会への取組
6.2	イベントの持続可能性の目的及びそれを達成する方法
7	支援
7.1	資源
7.2	力量
7.3	自覚
7.4	コミュニケーション
7.5	文書化された情報
8	運用
8.1	運用の計画及び管理
8.2	修正された活動、製品及びサービスの扱い
8.3	サプライチェーンマネジメント
9	パフォーマンス評価
9.1	持続可能な発展の統治原則に対するパフォーマンス
9.2	監視、測定、分析、及び評価
9.3	内部監査
9.4	マネジメントレビュー
10	改善
10.1	不適合及び是正処置
10.2	継続的改善
付属書 A	本国際規格の計画及び実施の手引き
付属書 B	サプライチェーンマネジメント
付属書 C	評価

ISO20121 の規格は、環境マネジメントシステム（ISO14001）などと同様、PDCA サイクルの枠組みを備えており、認証の対象は、イベントを運営する組織に対する認証と個別のイベントの設計・計画に対する認証がある。



参考図2 ISO20121のマネジメントシステムのモデル

ISO20121 には、規格を適用しようとする組織等が従うべき要求事項及び要求事項の実現方法が記載されており、要求事項は 2007 年の BS8901 (BS=British Standard : 英国規格) を参照して策定された。

規格の構成は、ISO マネジメントシステム国際規格の標準にのっとり、1 章から 3 章までは適用範囲や用語の定義などの基本的事項が記載されており、4 章から 10 章には PDCA に

沿った形でこの規格の要求事項が記載されている（参考表4参照）。

また、ほかのマネジメントシステムと異なる特徴として、購買や入札に当たってのサプライチェーンマネジメントに関する記載やイベント運営に関する課題等の例示がなされていることが挙げられる。

4 APEX/ASTM（Environmentally Sustainable Meeting Standard）

Accepted Practices EXchange/ASTM Environmentally Sustainable Meeting Standard

APEX/ASTM は、持続可能なイベントに係る包括的な基準の一つであり、欧米のプランナー・サプライヤーによって策定された。会議及びイベント計画プロセスの範囲を扱う9つの領域（宿泊施設、展示品、交通、映像音響機器、コミュニケーションとマーケティング、オンサイトオフィス、宿泊施設、飲料食料、会場）を持続可能に運用するため、会議及びイベント主催者に対し、継続的にイベントの持続可能性を改善及び測定するための総合的なロードマップを提供しており、具体的な条件についてチェックリストとして示している。

各基準は、ASTM International のホームページにおいて販売されている。

参考表5 APEX/ASTMの9つの個別基準

- **宿泊施設 E2741**
環境に配慮したミーティング、イベント、見本市、会議の開催地の評価と選定の仕様
➤ イベントの場所の調査、評価、及び選択について説明している
- **展示品 E2742**
環境に配慮したミーティング、イベント、展示会、会議のための展示品の評価と選定の仕様
➤ 展示会の設置と解体、及びイベントフロア内に構築された展示品の要件と環境持続可能性の基準が含まれている
- **交通 E2743**
会議、イベント、展示会、会議のための輸送の評価と選択の仕様
➤ 輸送の評価と選択の基準を提供し、主に事象に起因する輸送関連活動からの炭素排出量の削減に焦点を当てている
- **映像音響機器 E2745**
環境に配慮したミーティング、イベント、見本市、会議のためのオーディオビジュアル（A/V）とプロダクションの評価と選択の仕様
➤ ステージング、インテリア、風光明媚な要素、オーディオ、ビデオ、照明、テクニカルプロダクションを提供するために必要なオーディオビジュアルとプロダクションサービスの範囲を網羅
- **コミュニケーションとマーケティング E2746**
環境に配慮したミーティング、イベント、展示会、会議のためのコミュニケーションとマーケティング資料の評価と選択の仕様

- コミュニケーションとマーケティングに焦点を当て、紙、印刷物、プロモーションアイテム、看板、教育資料、アンケート、出展広告パンフレット、イベントガイドなどをカバー
- **オンサイトオフィス E2747**
環境に配慮したミーティング、イベント、見本市、会議のオンサイトオフィスの評価と選定の仕様
 - イベントの企画者、スタッフ、ボランティア、スポンサー、又は一時的な事務所を必要とするベンダーが使用するために、イベント主催者によって設定されたオンサイトのオフィスに関連
- **宿泊施設 E2772**
環境に配慮したミーティング、イベント、展示会、会議のための宿泊施設の評価と選択の仕様
 - 環境的に持続可能な会議、イベント、展示会、又は会議のための宿泊施設の評価と選択に関する手続き要件を説明
- **食料・飲料 E2773**
環境に配慮したミーティング、イベント、見本市、会議のための食料品の評価と選定の仕様
 - 食品、飲料、及び非消耗品の食品又は飲料関連品目の特定、選択、調達をカバー。廃棄物管理、エネルギー、水関連の慣行が含まれる
- **会場 E2774**
環境に配慮したミーティング、イベント、展示会、会議の会場評価と選定の仕様
 - イベントのための施設の調査、評価、選択を扱う

5 サステナブルイベントガイド (Sustainable Events Guide)

2009年に国連環境計画 (UNEP) から発行された Green Meeting Guide 2009 は、200名程度までの参加者を想定した一般的な環境に配慮したイベントに係るガイドラインであるが、2012年の Sustainable Events Guide は、大規模なイベントまで範囲を広げ、環境に加え、社会的、経済的配慮について、政府、州、その他公共機関、民間企業とイベント主催者が取り組むべきものとして示されている。

このガイドラインには、使用する会場、宿泊施設、飲食物の提供 (ケータリング)、イベントに関連する資材、輸送、展示などの項目別に以下の項目に沿った形でチェックリストが掲載されている (参考表 6 参照)。

参考表6 チェックリストの項目

会場・宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメント ・ アクセスの利便性及び社会的一体性 ・ サービス (ケータリング、清掃等) ・ 効率 (エネルギーと水、廃棄物)
---------	---

ケータリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントと準備 ・ 飲食物 ・ 物品資材と包装 ・ ごみの廃棄
コミュニケーション とイベント資材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者とのコミュニケーション、 ・ イベント用資材 ・ イベントの設営、運営及び撤去（社会的配慮）
地域輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者とスタッフ ・ 物品とサービス
展示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3Rの推進、レンタル機器の活用等
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステークホルダーの関与とコミュニケーション

6 ISO20400 持続可能な調達ガイド

2017年4月に発行したISO20400「持続可能な調達ガイド」は、2010年に発行したISO26000「社会的責任」の内容の実践・普及を、サプライチェーン全体を通じて支援するための調達におけるガイドラインである。この規格はISO26000と同様、認証規格ではない。対象としては、持続可能な調達に取り組むすべての組織に活用されるものであり、購買プロセスに関わるあらゆる利害関係者（請負業者、供給業者、購買者、政府・地方当局など）の調達機能に社会的責任の内容を統合させるためのものとして位置づけられる。

この規格は、調達活動において、供給者とすべてのステークホルダーとのコミュニケーションを改善し、調達機能の中に経済、社会、環境側面という持続可能性の様々な次元を統合すること、官民のいかなる組織にも適用できるようにすることなどを目指している。なお、この国際規格における持続可能性という用語は、社会的責任を統合し、持続可能な開発に寄与する調達行動を指すものと定義されている。

ISO20400の要求事項は「強制（最低限の要求事項）」及び「オプション」の2段階で示されており、持続可能性に係る主張の検証を行う場合には、環境的側面、品質的側面等の規格（マーク、ラベル等）が自己評価による場合と第三者評価による場合があること、各制度等が保証できるレベルがさまざまであることについても、注意すべき事項として記載されている。

参考表7 要求事項のタイプ

技術的要求事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品又はサービスの物理的特性（リサイクルされる成分、水銀不使用等） ・ 製造又は出荷方法（持続可能な管理木材や水産加工品など）
パフォーマンス 要求事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品又はサービスが満たすべきパフォーマンス基準（介護基準、社会的介護サービスの顧客数など）
機能的な要求事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求される商品又はサービスが満たすべき機能（コンクリート強度、耐久性、エネルギー効率など）

参考表8 最低限の要求事項とオプションの要求事項の複合例

要求事項	車両	建設工事	事務用紙
強制	最低基準 <100gCO ₂ /km	勤務時間の 5%を社 会的弱者に与える	100 % 再生紙 又は FSC/PEFC と同等品
オプション	閾値から 10g 下がる ごとに 1 ポイントの 報奨を与える	ベストオファーは 10/10 を獲得 (5%の 場合 0/10)	ライフサイクル全体 で更なる環境便益を 保証するもの

7 GRI EOSS (Event Organizers Sector Supplement)

GRI (Global Reporting Initiative) は、あらゆる組織が利用できるサステナビリティ報告のためのガイドラインを発行しており、我が国においても、この GRI ガイドラインに準拠して CSR レポート等を発行している事業者も多数ある。GRI ガイドラインは、報告原則、報告ガイダンス、標準開示 (パフォーマンス指標を含む) から構成されており、最新のガイドラインでは実施マニュアルについても添付されている。

GRI ガイドラインでは事業主体別に補足となる指針を準備しており、イベントセクター向けの指針である EOSS (Event Organizers Sector Supplement) は 2012 年に策定された。EOSS は、規模を問わず、会議、スポーツ大会、文化行事などあらゆる種類のイベントに適用可能なものとなっている。

イベント主催者は、GRI ガイドラインの報告原則に基づき、標準開示事項、及びセクター別の情報開示事項について、イベントの計画段階から実施、イベント後までのライフサイクルにおける経済的、環境的、社会的影響について報告する。

EOSS が示すイベントに係る重要な指標としては、下記の観点があげられている。

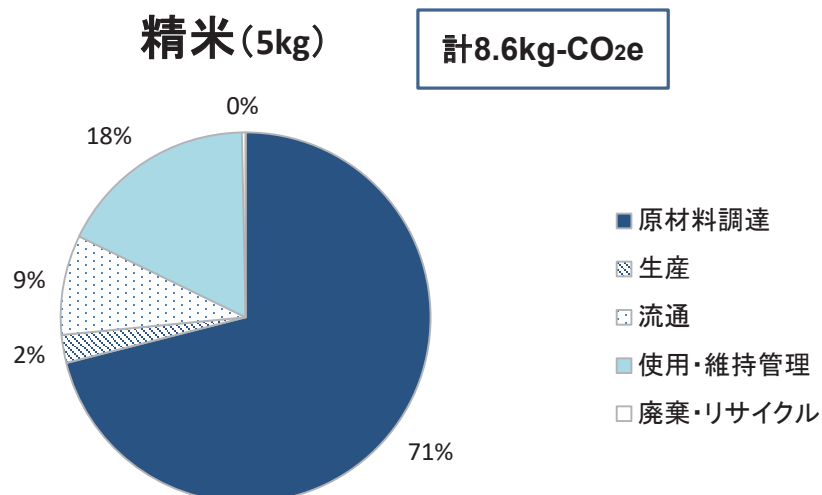
- 会場の選定
- 輸送の手配
- イベントに携わる人材、参加者、ボランティアの召集と訓練
- 資材、供給物品、サービスの調達
- コミュニティ、自然環境、地域的・世界的経済に関する影響管理
- 潜在的レガシーの立案、運用管理
- イベントへのアクセス性

なお、GRI ガイドラインは、2016 年に GRI スタANDARDとして再発行されている。

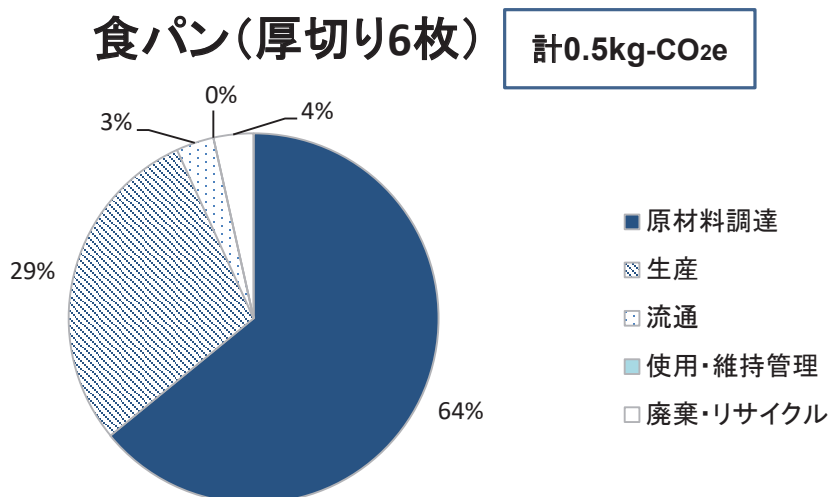
参考資料 2 主な製品のカーボンフットプリントの例

以下に、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにより算定結果の検証を受けたイベントに関連すると考えられる主な製品のカーボンフットプリントを例示する。

食料



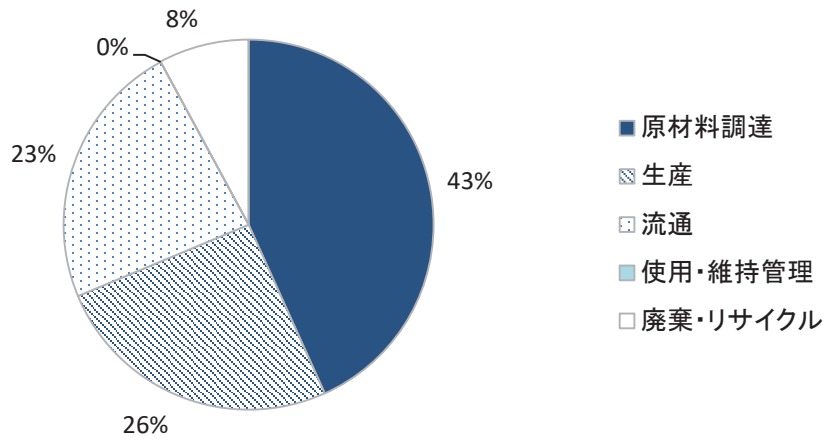
- 精米は生産段階における CO₂ 排出量が 71%



- 食パンの CO₂ 排出量は原材料調達段階が 64%、生産段階が 29%とライフサイクル全体の大半

麦茶(紙パック1L)

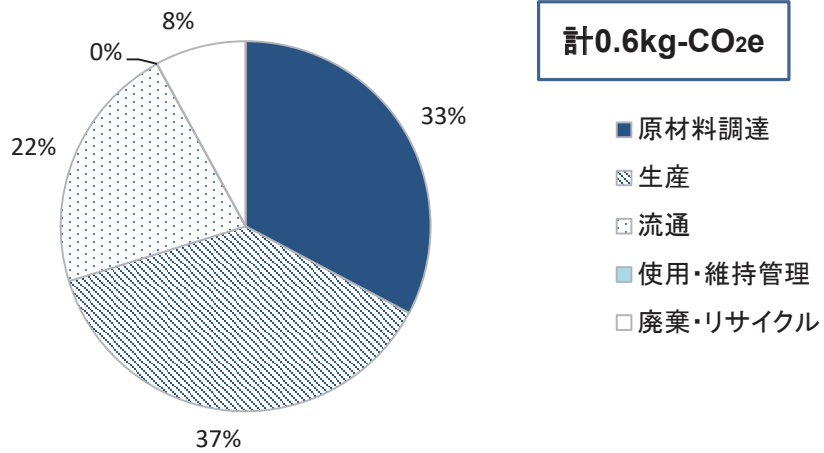
計0.4kg-CO₂e



- 麦茶の CO₂ 排出量は原材料調達段階が 43%、生産段階が 26%、流通段階が 23%

ミネラルウォーター(2Lペットボトル)

計0.6kg-CO₂e

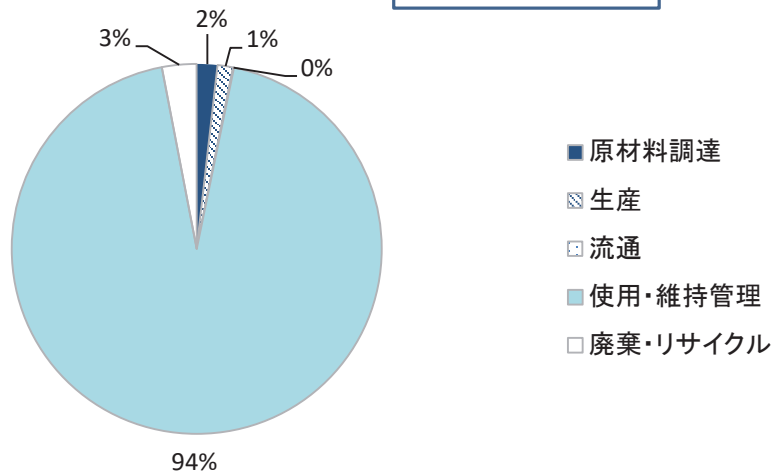


- ミネラルウォーターの CO₂ 排出量は原材料調達段階が 33%、生産段階が 37%、流通段階が 22%

食器等

トレイ(食器)

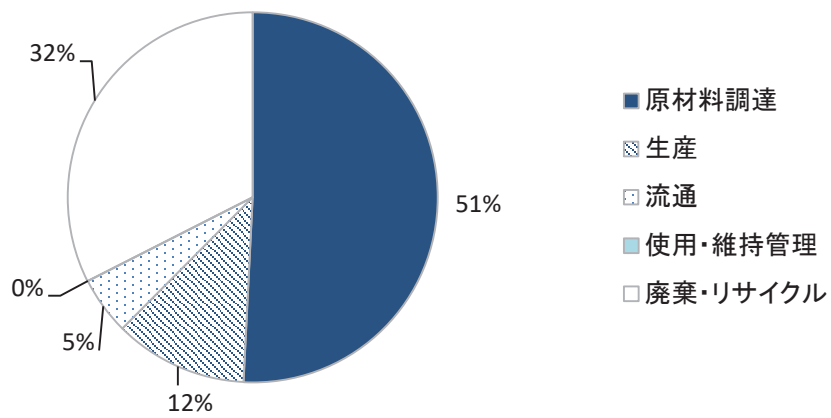
計28.8kg-CO₂e



- トレイの想定使用回数は 1,000 回
- トレイの CO₂ 排出量は使用段階（1,000 回使用）が 94%

食品用ラップ(30cm×50m)

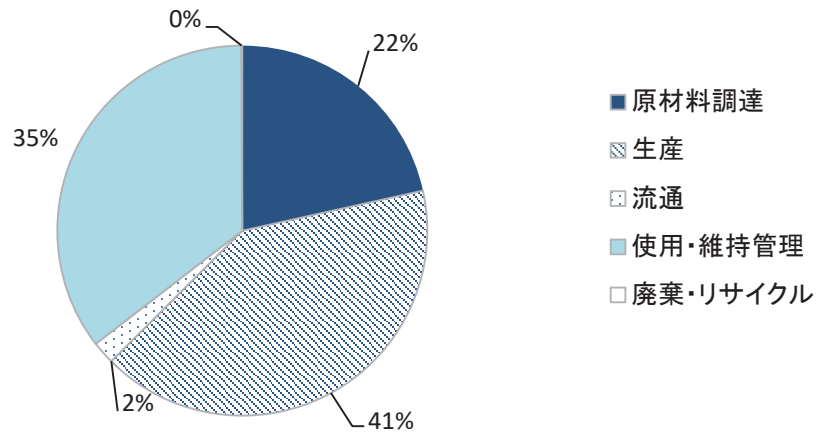
計1.2kg-CO₂e



- ラップの CO₂ 排出量は原料調達段階が 51%、生産段階が 12%、廃棄・リサイクル段階（焼却処理）が 32%

タオル

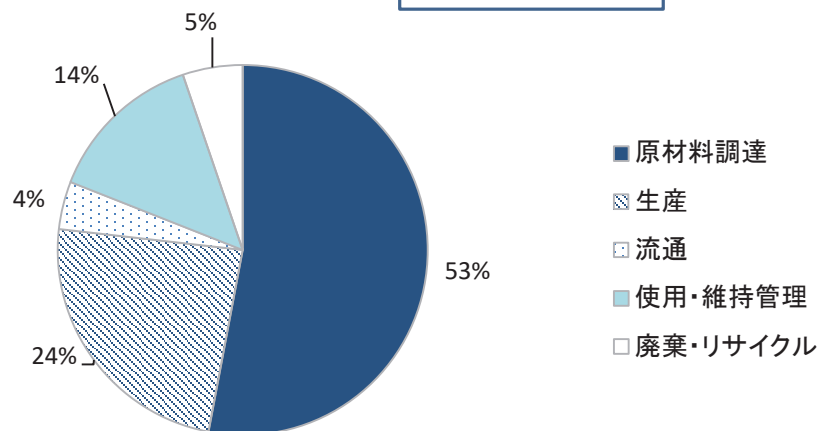
計19.5kg-CO₂e



- 算定結果はバスタオル、フェイスタオル、ウォッシュタオル各 1 枚のセット。
タオルの想定使用回数は 183 回
- タオルの CO₂ 排出量は生産段階が 41%、使用段階が 35%

ジャケット

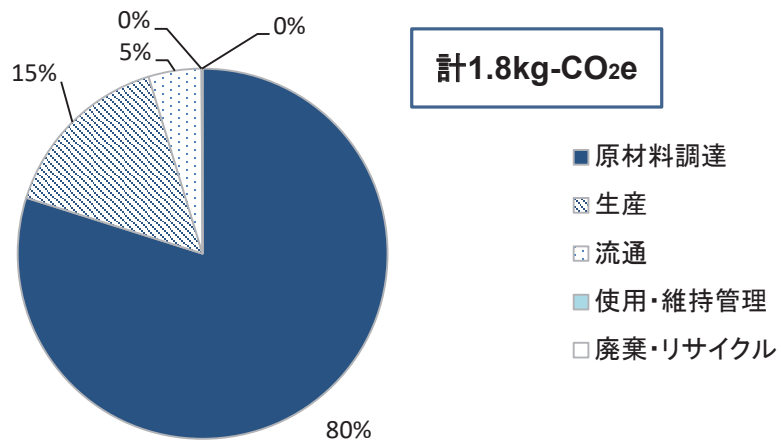
計18.9kg-CO₂e



- ジャケットはドライクリーニングによる 20 回の洗濯を想定
- ジャケットの CO₂ 排出量は原材料調達段階が 53%、生産段階が 24%

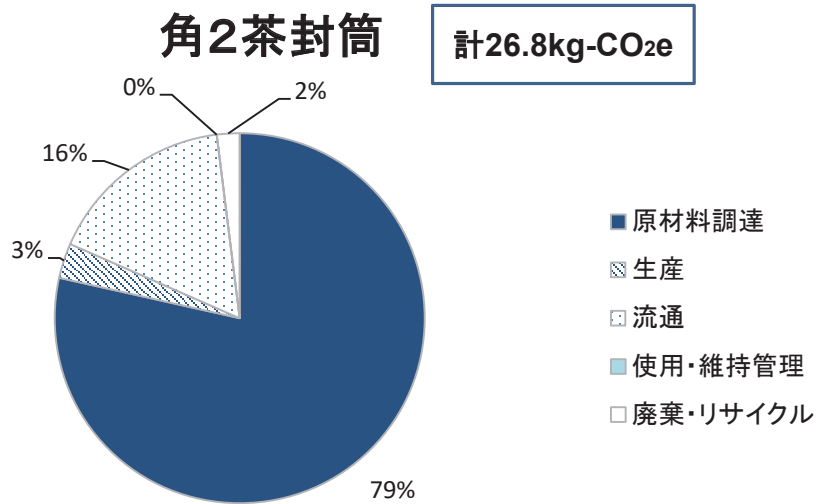
印刷等

オフセット印刷冊子



- 算定結果は印刷冊子 1 部当たり (重量 253g/部)
- 印刷の CO₂ 排出量は原材料調達段階が 80%、生産段階が 15%

角2茶封筒

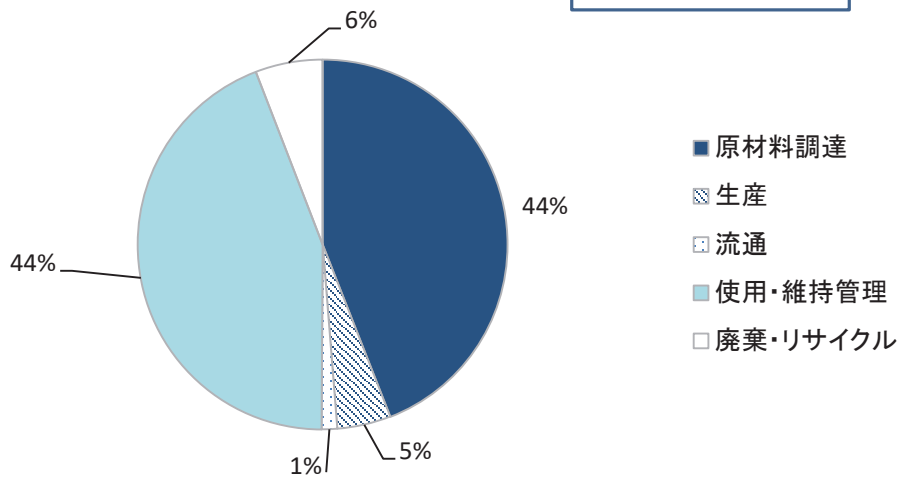


- 算定結果は封筒 500 枚当たり (重量 12g/枚、28g-CO₂/枚)
- 封筒の CO₂ 排出量は原材料調達段階が 79%、流通段階が 16%

カラー複合機

カラー複合機

計340.6kg-CO₂e



- カラー複合機（A4判）は送／受信を5年間に各48,000枚行った場合を想定（用紙の環境負荷は含まない）
- 印刷のCO₂排出量は原材料調達段階及び使用段階がともに44%

参考資料 3 参考となる資料の情報源

以下に、本イベントガイドラインを記載するに当たって、参考とした情報源を示す。なお、参考とした資料等の URL については、変更される場合がある。

共通ガイドライン及び品目別ガイドラインに関連する情報

- ・ ロンドンオリンピック及びリオオリンピックの持続可能性に係る各種ガイドライン等（各大会組織委員会ほか）
- ・ グリーンミーティングガイド⁵及びサステナブルイベントガイド（UNEP）⁶
- ・ 持続可能な調達と大規模イベント（ブラジル環境省）⁷
- ・ エコマーク認定基準（日本環境協会エコマーク事務局⁸）ほか
- ・ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（グリーン購入法基本方針）
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した運営計画及び持続可能性に配慮した調達コード及び個別調達基準

イベントにおける考慮事項に関連する情報

サプライチェーンマネジメント

- ・ 「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」平成 26 年 3 月（環境省）⁹
- ・ 「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン Ver2.2」2015 年 3 月（環境省／経済産業省）¹⁰
- ・ LOCOG Sustainability Guidance Pack for Suppliers（ロンドン大会組織委員会）¹¹
- ・ Rio 2016 - Sustainable Supply Chain Guide（リオ大会組織委員会）¹² ほか

カーボンフットプリント

- ・ カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム全般¹³
- ・ 「ISO/TS14067（製品のカーボンフットプリント）」2013 年 5 月 28 日
- ・ Carbon Footprint Study - Methodology and reference footprint, March 2010 (LOCOG)
- ・ Carbon Footprint Management report Rio 2016 Olympic and Paralympic Games(ROCOG)

⁵ <http://www.unep.org/pdf/GreenMeetingGuide.pdf>

⁶ http://www.ecoprocura.eu/fileadmin/editor_files/Sustainable_Events_Guide_May_30_2012_FINAL.pdf

⁷ http://mediadrawer.gvces.com.br/gvces/original/sust_proc_major_events_menor.pdf

⁸ <https://www.ecomark.jp/>

⁹ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/trust/guideline/attach/guideline_1main.pdf

¹⁰ http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/comm_rep/gl201203v2-full.pdf

¹¹ <http://learninglegacy.independent.gov.uk/documents/pdfs/sustainability/cp-locog-sustainability-guidance-pack-for-suppliers.pdf>

¹² http://www.rio2016.com/sites/default/files/annex_4_-_sustainable_supply_chain_guide_english.pdf

¹³ <https://www.cfp-japan.jp/>

- ・カーボンフットプリント製品種別基準【イベント】（認定 CFP-PCR 番号：PA-DF-02）¹⁴
- ・カーボンフットプリント製品種別基準【遠隔会議システム】（認定 CFP-PCR 番号：PA-BI-04）¹⁵
- ・「海外のカーボンフットプリント制度の調査（概要版）」平成 23 年 5 月（CFP 事務局）¹⁶
ほか

カーボン・オフセット

- ・カーボン・オフセット全般（環境省）¹⁷
- ・カーボン・オフセット全般（カーボン・オフセットフォーラム）¹⁸
- ・「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」平成 20 年 2 月 7 日（環境省）¹⁹
- ・「カーボン・オフセットガイドライン」Ver.1.0 平成 27 年 3 月 31 日（環境省）²⁰
- ・「カーボン・オフセットの対象活動から生じる温室効果ガス排出量の算定方法ガイドライン（Ver.2.0）」平成 23 年 4 月（環境省）²¹
- ・「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き（Ver.1.0）」平成 23 年 4 月（環境省）²²
- ・「カーボン・オフセットの取り組みに係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン（Ver.2.0）」平成 23 年 4 月（環境省）²³
- ・「カーボン・オフセット第三者認証基準（Ver.2.0）」平成 23 年 4 月（環境省カーボン・オフセット制度運営委員会）²⁴
- ・「自治体向けカーボン・オフセットガイドブック」（平成 23 年 7 月）オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」²⁵
- ・「イベント開催時における二酸化炭素排出量の把握及び削減のためのマニュアル」平成 20 年 10 月（環境負荷削減対策マニュアル作成検討会）²⁶ ほか

¹⁴ https://www.cfp-japan.jp/common/pdf_authorize/000219/PA-DF-02.pdf

¹⁵ https://www.cfp-japan.jp/common/pdf_authorize/000195/PA-BI-04.pdf

¹⁶ http://www.cms-cfp-japan.jp/ministry/pdf/h23_report_of_CFP201105.pdf

¹⁷ http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

¹⁸ <http://www.j-cof.go.jp/>

¹⁹ https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline080207.pdf

²⁰ <https://www.env.go.jp/press/files/jp/26732.pdf>

²¹ https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline-cmghg.pdf

²² https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline-cmghg.pdf

²³ https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/guideline-info.pdf

²⁴ https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/guideline/cc-tpc.pdf

²⁵ http://all62.jp/jigy/pdf/guide_all.pdf

²⁶ <http://www.team-6.jp/try/lowcarbon/event.pdf>

リサイクル適性 (A)

環境省 大臣官房環境経済課 グリーン購入担当

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館 25 階

E-mail : gpl@env.go.jp

電話 : 03-3581-3351 (内線 6258)

FAX : 03-3580-9568

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示
この印刷物は A ランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。